

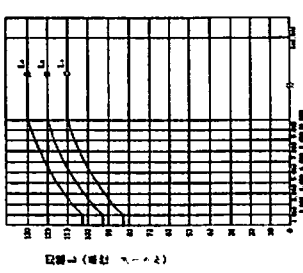
高圧ガス保安省令及び既存検査規格との関係を示した資料

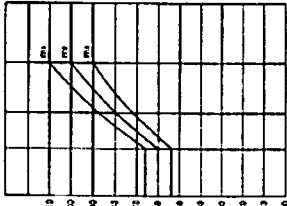
項目	コンビ 則条項	コンビ側の規定	KIKK S 0 8 5 0 - 3 (2011) KIKK 保安検査基準	保安検査基準 (液化石油ガス容器製造基地関係)	適用
1 警戒線等	第5条 第1項	事業所の境界線を表示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒線を掲げること。 容器置場並びに充てん容器及び焼ガス容器（以下「充てん容器等」という。）は、次の基準に適合すること。イ、容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒線を掲げたものであること。	1 警戒線等 1.1 境界線・警戒線 事業所の境界線、警戒線及び容器置場の警戒線に係る検査は目視検査とし、外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視（必要に応じて側面と照合して行うものを含む。以下同じ。）により確認する。 注）取付位置、方向、記載事項等の確認を含む。	1 警戒線等 1.1 境界線・警戒線 事業所の境界線、警戒線及び容器置場の警戒線に係る検査は目視検査とし、外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視（必要に応じて側面と照合して行うものを含む。以下同じ。）により確認する。 注）取付位置、方向、記載事項等の確認を含む。	同じ
1.2 可燃性ガスの貯蔵場所であることが容易にわかる措置	第5条 第1項 第29号	可燃性ガスの貯蔵には、可燃性ガスの貯蔵であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。	1.2 可燃性ガスの貯蔵であることが容易にわかる措置 可燃性ガスの貯蔵に係る検査は目視検査とし、次に示す。 a) 貯蔵本体への染色、ガス名表示（地下埋設貯蔵においては、貯蔵室ヒット上面に措置されたもの）又は標識等取付による場合 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 b) 標識の掲示による場合 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。	1.2 可燃性ガスの貯蔵であることが容易にわかる措置 可燃性ガスの貯蔵に係る検査は目視検査とし、次に示す。 a) 標識の掲示による場合 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 b) 防凍標等への染色、ガス名表示又は標識等取付による場合 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。	a) が削除され、 b) がa) に変更。 b) が追加された
1.3 パルプ等の操作に係る適切な措置 1.3.1 目視検査 1.3.2 作動検査	第5条 第1項 第45号	製造設備に設けたパルプ又はコック（操作ボタン等）により当該パルプ又はコックを開閉する場合においては、当該操作ボタン等、以下同じ。）には、作業員が当該パルプ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。	1.3 パルプ等の操作に係る適切な措置 パルプ等の操作に係る適切な措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次に示す。 1.3.1 目視検査 a) 標識等 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 b) 名称又は染色等の表示及び流れ方向の表示 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 c) 施設、封印等 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 d) 操作用足場及び照明等 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。 1.3.2 作動検査 照明等の点灯状況について、1年に1回作動（点灯）させて確認する。	1.3 パルプ等の操作に係る適切な措置 パルプ等の操作に係る適切な措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次に示す。 1.3.1 目視検査 a) 標識等 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 b) 名称又は染色等の表示及び流れ方向の表示 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 c) 施設、封印等 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 d) 操作用足場及び照明等 外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。 1.3.2 作動検査 照明等の点灯状況について、1年に1回作動（点灯）させて確認する。	同じ
1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識	第5条 第1項 第52号	毒性ガスの製造施設には、他の製造施設と区分して、その外部から毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別すること、ボンブ、パルプ及び継手その他の毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。	1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識 識別措置及び危険標識に係る検査は目視検査とし、外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。	1.4 毒性ガスの識別措置・危険標識 識別措置及び危険標識に係る検査は目視検査とし、外観に腐食、損傷、変形、汚れ及びその他の異常の有無を1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向、記載事項等を含む。	該当しない

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KJIK 保安検査基準 KJIK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設等関係)	適用
2 保安距離・施設レイアウト等	第5条 第1項 第2号 ～8号、 65号、 ハ、二、 ホ	2 可燃性ガスの製造施設は、その貯蔵施設（地盤面下に埋設されたジメチルエーテルの貯蔵施設であつて、経済産業大臣が保安距離（保安物件に対し、五メートル又はこれに相当する長さにより得られた距離（可燃性ガス低圧貯槽について当該得られた距離が液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第六条第一項第二号若しくは第八條第一項第一号又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第六條第二号の規定の例による場合）に対するものに限る。）に満たない場合）にあつては、当該規定の例による距離）のいずれか一方に等しい距離以上の距離をいう。以下この項において同じ。）を有することと同等の安全性を有するものとして認められた措置を講じているものを除く。）及び処理設備（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外面から、保安距離（液化石油ガス貯蔵施設にあつては、水封機能により気密性を有する部分に開かれた空間に通じる金属製の配管（以下「金属管」という。）を設けた管（以下「配管密閉」という。）の内面から保安物件に対し五メートル以上の距離）を有することと。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認められた措置を講じている場合は、この限りでない。 この式において、X、K及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。 X 有しなけれならぬ距離（単位：メートル）の数値 K ガスの種類及び常用の温度の区分に応じ別表第三に掲げる数値 W 貯蔵設備又は処理設備の区分に応じ次に掲げる数値 貯蔵設備 液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力がトン未満のものにあつては、貯蔵能力（単位：トン）の数値、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位：立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位：トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が未満のものにあつては、当該換算して得られた数値） 処理設備 処理設備内にあるガスの質量（単位：トン）の数値 備考 1 貯蔵設備内に二以上のガスがある場合においては、それぞれそのガスの量（単位：トン）の合計量の平方根の数値にそれぞれそのガスの量の当該合計量に対する割合を乗じて得た数値に、それぞれそのガスの量に等しい数値を加算して得た数値より、Xを算出するものとする。 2 処理設備内に二以上のガスがある場合においては、それぞれそのガスについてK・Wを算出し、その数値の合計により、Xを算出するものとする。	2 保安距離・施設レイアウト等 2.1 保安距離 a) 保安距離に係る検査は距離測定とし、2.1.1による。ただし、前項保安検査以外に製造施設の設置位置及び保安物件の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。 b) 保安距離の緩和等のために設けられている措置等の検査は目視検査とし、2.1.2による。 2.1.1 距離測定 保安距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた保安距離の測定による検査又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。 2.1.2 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 外観には、位置、方向等を含む。	2 保安距離・施設レイアウト等 2.1 保安距離 a) 保安距離に係る検査は距離測定とし、2.1.1による。ただし、前項保安検査以外に製造施設の設置位置及び保安物件の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。 b) 保安距離の緩和等のために設けられている措置等の検査は目視検査とし、2.1.2による。 2.1.1 距離測定 保安距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた保安距離の測定による検査又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。 2.1.2 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 外観には、位置、方向等を含む。	距離の起点が配管密閉内面

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤掘削基地関係)	適用															
		3 次の表の第一欄に掲げる製造施設に対する前号の規定の適用については、同欄に掲げる製造施設の区分に基じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。 <table><tr><th>製造施設の区分</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>一 既存製造施設のうち、防護壁を設置しているもの（第四項に規定する貯槽を除く。）</td><td>0.4 80</td><td>0.290</td></tr><tr><td>二 新設製造施設保安物件（水項から第五項までに規定する貯槽を除く。）</td><td>0.4 80</td><td>0.576</td></tr><tr><td>三 新設貯槽の保安物件のうち、防護壁を設置するもの（水項に規定する貯槽を除く。）</td><td>0.4 80</td><td>0.348</td></tr><tr><td>四 可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつて、その全部又はその一部を地盤面下に埋設するもの</td><td>0.4 80</td><td>0.240</td></tr></table>	製造施設の区分	読み替えられる字句	読み替える字句	一 既存製造施設のうち、防護壁を設置しているもの（第四項に規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.290	二 新設製造施設保安物件（水項から第五項までに規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.576	三 新設貯槽の保安物件のうち、防護壁を設置するもの（水項に規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.348	四 可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつて、その全部又はその一部を地盤面下に埋設するもの	0.4 80	0.240			
製造施設の区分	読み替えられる字句	読み替える字句																		
一 既存製造施設のうち、防護壁を設置しているもの（第四項に規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.290																		
二 新設製造施設保安物件（水項から第五項までに規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.576																		
三 新設貯槽の保安物件のうち、防護壁を設置するもの（水項に規定する貯槽を除く。）	0.4 80	0.348																		
四 可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつて、その全部又はその一部を地盤面下に埋設するもの	0.4 80	0.240																		

項目	コンビ 制条項	コンビ間の規定	KRR 保安検査基準 KRR S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設基地関係)	適用
		五 液化石油ガス保安貯蔵施設 (当該特定製造事業所の境界線等又は当該特定製造事業所にあって高圧ガスの製造をする者が所有し、若しくは地上権、賃借権その他の土地の使用を目的とする権利を認定している土地がある場合にあっては、当該施設等又は土地の外縁) 備考 この表において既存製造施設とは、コンビナート等保安規則 (昭和五十年通商産業省令第 318 号、以下「旧省令」という。) の施行の際現に設置されている製造施設及び旧省令の施行の際現に法第五十一条又は第十四条第一項の許可を受けて設置された製造施設 (当該製造施設の設置により特定製造事業所となる製造事業所を含む。) に係るものをいう。 この表において新設製造施設とは、旧省令の施行後法第五十一条又は第十四条第一項の許可を受けて設置された製造施設 (移転の変更に係るものを除く。) であつて専ら高圧ガスの充てんを行う特定製造事業所 (工業専用地域又は工業地域内にあるものに限る。) に係るものをいう。 この表において可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつてその全部又は一部を地盤面下に埋設するものとは、旧省令の施行後法第五十一条又は第十四条第一項の許可を受けて設置された貯槽であつて特定製造事業所 (当該貯槽の設置により特定製造事業所となる製造事業所を含む。) に係るものをいう。 防護壁は、用地の取得、製造施設の移転等を行うことが極めて困難であるため、前号 (新設貯槽) について、この号の規定により読み替えられる場合を含む。) の規定によることが困難であることについて経済産業大臣の認定を受けた製造施設について、経済産業大臣が適切と認める製造で、経済産業大臣が適切と認める場所に設置するものに限る。 四 この表において可燃性ガスの液化ガスの貯槽であつてその全部又は一部を地盤面下に埋設するものとは、旧省令の施行後法第五十一条又は第十四条第一項の許可を受けて設置された貯槽であつて特定製造事業所 (当該貯槽の設置により特定製造事業所となる製造事業所を含む。) に係るものをいう。 防護壁は、用地の取得、製造施設の移転等を行うことが極めて困難であるため、前号 (新設貯槽) について、この号の規定により読み替えられる場合を含む。) の規定によることが困難であることについて経済産業大臣の認定を受けた製造施設について、経済産業大臣が適切と認める製造で、経済産業大臣が適切と認める場所に設置するものに限る。 四 可燃性ガスの製造施設は、次に掲げる距離以上の距離を有すること。 イ 製造施設 (口) に掲げるガス設備及び第六十五号に規定する貯蔵施設並びに経済産業大臣が定める設備及び施設を除く。) の外面から当該特定製造事業所の境界線 (特定製造事業所が複数の事業所に分割される (製造施設、設備及び製造の方法が変更されていない場合に限る。) ことに伴つて、新たに設けられた境界線のうち経済産業大臣が定めるものを除く。) まで 二十メートル ロ ガス設備 (経済産業大臣が定めるものを除く。) の外面から保安物件まで 次の図における当該ガス設備に係る貯蔵施設又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に對する			

項目	コンビ 制条項	コンビ制の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0 8 5 0 - 3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設関係)	適用															
		距離であつて、じよ限量が百分の一以下の毒性ガスにあつてはL_1、百分の一を超え百分の五十以下の毒性ガスにあつてはL_2、百分の五十を超え百分の二百以下の毒性ガスにあつてはL_3によつて表される距離 (単位 メートル)  貯蔵能力 X (単位 立方メートル) 及び、L_1、L_2、L_3 と X との関係は、それぞれ次の表のとおりとする。 <table><tr><th>X</th><th>$0 \leq X < 10,000$</th><th>$10,000 \leq X < 100,000$</th><th>$100,000 \leq X$</th></tr><tr><td>L_1</td><td>$90 + 4\sqrt{X}$</td><td>$90 + (2 \div 5)\sqrt{X}$</td><td>130</td></tr><tr><td>L_2</td><td>$80 + 4\sqrt{X}$</td><td>$80 + (2 \div 5)\sqrt{X}$</td><td>120</td></tr><tr><td>L_3</td><td>$70 + 4\sqrt{X}$</td><td>$70 + (2 \div 5)\sqrt{X}$</td><td>110</td></tr></table> 5 第2号及び第4号に規定するガス以外のガスの製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備 (経済産業大臣が定めるものを除く。) の外面から、保安物件に対し、五十メートル以上の距離を有すること。 6 第2号及び第4号の規定に基づき経済産業大臣が定める貯蔵設備及び処理設備並びに第4号の規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるガス設備に係る貯蔵設備及び処理設備は、その外面から、保安物件に対し、液化石油ガス保安規則第6条第1項第2号若しくは第3号、第8条第1項第1号若しくは第2号又は第3号又は第4号又は第5号又は第6号又は第7号の規定の例による距離以上の距離を有すること。 7 製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備の外面 (液化石油ガス貯蔵設備にあっては、配管設備の内面) から、保安の地内にあるものを除く。) に対し、当該製造施設に係る高圧ガスの側面 (当該特定製造事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。) に対し、当該製造施設に係る高圧ガスの側面 (当該特定製造事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。) に対し、第3号、第8条第1項第1号若しくは第2号又は第3号又は第4号又は第5号又は第6号又は第7号の規定の例による距離以上の距離を有すること。 8 製造施設 (経済産業大臣が定めるものを除く。以下この号において同じ。) は、その外面 (液化石油ガス貯蔵設備にあっては、配管設備の内面) から、当該特定製造事業所の境界 (当該特定製造事業所に隣接する製造事業所に對するもの (特定製造事業所が複数の事業所に分割される (製造施設、設備及び製造の方法が変更されていない場合に限る。) ことに伴つて、新たに設けられた境界線のうち経済産業大臣が定めるものを除く。) に限る。) に対し、三十メートル以上の距	X	$0 \leq X < 10,000$	$10,000 \leq X < 100,000$	$100,000 \leq X$	L_1	$90 + 4\sqrt{X}$	$90 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	130	L_2	$80 + 4\sqrt{X}$	$80 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	120	L_3	$70 + 4\sqrt{X}$	$70 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	110		
X	$0 \leq X < 10,000$	$10,000 \leq X < 100,000$	$100,000 \leq X$																	
L_1	$90 + 4\sqrt{X}$	$90 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	130																	
L_2	$80 + 4\sqrt{X}$	$80 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	120																	
L_3	$70 + 4\sqrt{X}$	$70 + (2 \div 5)\sqrt{X}$	110																	

項目	コンビ 卸条項	コンビ間の規定	KEK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設基地関係)	適用																					
		備を有すること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている製造設備、又は経済産業大臣が定める条件に適合する特定製造事業所に係る製造設備であつて、その外面から、当該特定製造事業所に隣接する製造事業所に係る製造設備に対し三十メートル以上の距離を有するものについては、この限りでない。 65 容器置場並びに充てん容器及び現ガス容器（以下「充てん容器等」という。）は、次の基準に適合すること。 ハ 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は、その外面から保安物件に対し次の図における容器置場の面積（単位：平方メートル）に対応する距離であつて、じよ限量が百万分の一以下の毒性ガスにあつてはm_1、百万分の一を超え百万分の五十以下の毒性ガスにあつてはm_2、百万分の五十を超え百万分の二百以下の毒性ガスにあつてはm_3によつて表される距離（単位：メートル）以上の距離を有すること。  図 1 容器置場の面積 A (単位：平方メートル) と距離 m (単位：メートル) の関係 備考 m_1、m_2、m_3 と x との関係は、それぞれ次の表のとおりとする。 <table><tr><th>x</th><th>$0 \leq x < 9$</th><th>$9 \leq x < 25$</th><th>$25 \leq x$</th></tr><tr><td>m_1</td><td>66</td><td>$22\sqrt{x}$</td><td>110</td></tr><tr><td>m_2</td><td>60</td><td>$20\sqrt{x}$</td><td>100</td></tr><tr><td>m_3</td><td>54</td><td>$18\sqrt{x}$</td><td>90</td></tr></table> 二 毒性ガス以外のガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）であつて、次の表に掲げるものの以外のは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種置場距離以上、第二種保安物件に対し第二種置場距離以上の距離を有すること。 <table><tr><th>容器置場の区分</th><th>第一種置場距離</th><th>第二種置場距離</th></tr><tr><td>容器置場の外面から最も近い第一種保安物件までの距離</td><td>第一種置場距離</td><td>第二種置場距離</td></tr></table>	x	$0 \leq x < 9$	$9 \leq x < 25$	$25 \leq x$	m_1	66	$22\sqrt{x}$	110	m_2	60	$20\sqrt{x}$	100	m_3	54	$18\sqrt{x}$	90	容器置場の区分	第一種置場距離	第二種置場距離	容器置場の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	第一種置場距離	第二種置場距離		
x	$0 \leq x < 9$	$9 \leq x < 25$	$25 \leq x$																							
m_1	66	$22\sqrt{x}$	110																							
m_2	60	$20\sqrt{x}$	100																							
m_3	54	$18\sqrt{x}$	90																							
容器置場の区分	第一種置場距離	第二種置場距離																								
容器置場の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	第一種置場距離	第二種置場距離																								

容器置場の区分	容器置場の種類	容器置場の用途
容器置場の区分	容器置場の種類	容器置場の用途

項目	コンビ製薬項	コンビ間の規定	KIE 保安検査基準 KIK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設基準関係)	適用
		容器置場 (1) ((3) に掲げるものを除く。) (2) ((3) に掲げるものを除く。) (3) 面積が二十平方メートル未満の容器置場であつて、可燃性ガス以外のガスのみのもの 備考 1. 1, 1, 1, 及び 1, は、それぞれ第二条第一項第二十五号に規定する 1, 1, 1, 及び 1, を表すものとする。 ホ、二の表に掲げる容器置場 (1) 及び (2) には、第一種置場距離内に於ける第一種保安物件又は第二種置場距離内に於ける第二種保安物件に対し所定十三センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。			
2.2 設備間距離	第5条 第11号 第13号	11 可燃性ガス (特定液化石油ガスを除く。) の製造設備の高圧ガス設備 (高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。) は、その外面 (液化石油ガス貯蔵設備の貯蔵設備の外面) から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備 (可燃性ガスの通る部分) に対し、特定圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。に対し五メートル以上、特定圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備 (酸素の通る部分に限る。) に対し、十メートル以上の距離を有すること。ただし、第九条又は第十一條に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。 12 可燃性ガスの貯蔵 (燃焼熱量の数値が五十・二キジュール以上の貯蔵能力を有するものに限る。) は、その外面 (液化石油ガス貯蔵設備の貯蔵設備の外面) から、貯蔵設備以外の燃焼熱量の数値が五十・二キジュール以上である高圧ガス設備及び処理能力が二十立方メートル以上である圧縮機 (当該貯蔵設備の冷却のために用いられるものを除く。) に対し、三十メートル以上の距離を有すること。 13 可燃性ガスの貯蔵 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。) は、その外面 (液化石油ガス貯蔵設備の貯蔵設備の外面) から、他の可燃性ガス又は酸素の貯蔵 (酸素の貯蔵の最大値は、液化石油ガス貯蔵設備の貯蔵能力の最大値) の最大値 (液化石油ガス貯蔵設備の貯蔵能力の最大値) の和の四分の一のいずれかとなるものに等しい距離以上の距離を有すること。	2.2 設備間距離 設備間距離に係る検査は距離測定とし、設備間距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた設備間距離の測定により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。なお、前同保安検査以降製造設備の設置状況に変更のないことを記録した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。	2.2 設備間距離 設備間距離に係る検査は距離測定とし、設備間距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた設備間距離の測定により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。なお、前同保安検査以降製造設備の設置状況に変更のないことを記録した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。	距離の起点が配管壁内面

項目	コンビ 同条項	コンビ同の規定	K版 保安検査基準 KINK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤貯蔵基地関係)	適用
2.3 火気取 扱施設ま での距離 2.3.1 距 離測定 2.3.2 目 視検査 2.3.3 動 作検査	第5条 第1項 第14号	可燃性ガスの製造設備（可燃性ガスの通る部分に限る。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯蔵構にあっては、配管貯蔵構の外面）から水気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対しハメートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を有し、又は当該製造設備に流動することを防止するための措置（以下第7条第1項第6号、同条第2項第18号、第7条の2第1項第7号、第7条の3第1項第10号及び同条第2項第17号において「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに流動装置により防止に使用中の火気を消すための措置を講ずること。	2.3 火気取扱施設までの距離 火気取扱施設までの距離確保に係る検査は、次のいずれかの措置の内、該当する措置について検査する。 a) 火気取扱施設までの距離に係る検査は距離測定とし、2.3.1による。ただし、前同保安検査以降製造設備及び火気取扱施設の設定状況に変更のないことを記録し、その記録をもって距離測定に代えることができる。 b) 流動防止措置の内、防火壁、防火扉、耐火ガラス及び二重扉に係る検査は目視検査とし、2.3.2による。 c) 流動防止措置の内、シリンダーキーキャビネットに係る検査は目視検査及び動作検査とし、2.3.2及び2.3.3による。 d) 流動装置に係る検査は目視検査及び動作検査とし、2.3.2及び2.3.3による。 2.3.1 距離測定 配管貯蔵構内面からの距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いて距離の長短により確認する。ただし、規定の距離を確保していることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。 2.3.2 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向等を含む。 2.3.3 動作検査 シリンダーキーキャビネットの場合 シリンダーキーキャビネットに設けられた緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報装置等の機能について、1年に1回動作させ、毎実に作動することを確認する。なお、シリンダーキーキャビネット内の高圧ガスの通る部分の耐圧性能及び気密性能に係る検査は、4.3及び4.4による。 b) 流動装置の場合 流動装置の機能について、1年に1回試験用標準ガスの使用により毎実に作動することを確認する。	2.3 火気取扱施設までの距離 火気取扱施設までの距離確保に係る検査は、次のいずれかの措置の内、該当する措置について検査する。 a) 配管貯蔵構内面からの距離に係る検査は距離測定とし、2.3.1による。ただし、前同保安検査以降製造設備及び火気取扱施設の設定状況に変更のないことを記録し、その記録をもって距離測定に代えることができる。 b) 流動防止措置の内、防火壁、防火扉、耐火ガラス及び二重扉に係る検査は目視検査とし、2.3.2による。 c) 流動装置に係る検査は目視検査及び動作検査とし、2.3.2及び2.3.3による。 2.3.1 距離測定 配管貯蔵構内面からの距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いて距離の長短により確認する。ただし、規定の距離を確保していることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。 2.3.2 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注）外観には、取付位置、方向等を含む。 2.3.3 動作検査 シリンダーキーキャビネットの場合 シリンダーキーキャビネットに設けられた緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報装置等の機能について、1年に1回試験用標準ガスの使用により毎実に作動することを確認する。	シリンダー キーキャビネット を削除
2.4 保安区 画 2.4.1 区 分・面積	第5条 第1項 第9号	特定製造事業所の敷地のうち道路、空地等により区画されているのは、保安区域（面積が二平方メートル以下（面積の計量方法は別に経済産業大臣が定める。）のものに限る。）に区分すること。ただし、高圧ガスの製造の工程上密接な関連を有する高圧ガス設備が設置されている土地の区域であつて、当該区域を二以上の保安区域に区分することにより当該高圧ガス設備に係る保安の確保に支障を及ぼすこととなると経済産業大臣が認めた場合にあつては、この限りでない。	2.4 保安区域 2.4.1 区分・面積 保安区域の区分・面積に係る検査は目視検査及び図面確認とし、保安区域の区分の状況及び面積について、1年に1回目視及び図面により確認する。ただし、前同保安検査以降区分・面積に変更のないことを記録し、その記録をもって目視検査及び図面確認に代えることができる。	2.4 保安区域 2.4.1 区分・面積 保安区域の区分・面積に係る検査は目視検査及び図面確認とし、保安区域の区分の状況及び面積について、1年に1回目視及び図面により確認する。ただし、前同保安検査以降区分・面積に変更のないことを記録し、その記録をもって目視検査及び図面確認に代えることができる。	同じ

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KNE 保安検査基準 K11K S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤貯蔵基地関係)	適用
2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値	第5条 第1項 第10号	保安区内の高圧ガス設備 (配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。以下この号において同じ。)は、次の基準に適合するものであること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。 イ その外周 (液化石油ガス岩盤貯蔵庫にあつては、配管等坑の内面) から、当該保安区内に隣接する保安区内にある高圧ガス設備に対し、三十メートル以上の距離を有すること。 ロ その燃焼熱量の数値 (当該高圧ガス設備に係る貯蔵設備及び処理設備についての第二号の算式中のK・Wの合計に4・18605×10 ³ を乗じて得られた値をいう。以下この条において同じ。)は、二・五テラジュール以下であること。	2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値 保安区内の高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値は距離測定及び記録確認とし、次に示す。ただし、前回保安検査以降高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定及び記録確認に代えることができる。 2.4.2.1 距離測定 隣接保安区内の高圧ガス設備に対する距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の測定又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による検査とすることができる。 2.4.2.2 記録確認 保安区内の高圧ガス設備の燃焼熱量の合計の数値が規定値以下であることを、1年に1回記録により確認する。	2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値 保安区内の高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値は距離測定及び記録確認とし、次に示す。ただし、前回保安検査以降高圧ガス設備の位置及び燃焼熱量の数値に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定及び記録確認に代えることができる。 2.4.2.1 距離測定 隣接保安区内の高圧ガス設備に対する距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の測定又は図面上で確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による検査とすることができる。 注 " 液化石油ガス岩盤貯蔵庫の起点は配管等坑の内面である。 2.4.2.2 記録確認 保安区内の高圧ガス設備の燃焼熱量の合計の数値が規定値以下であることを、1年に1回記録により確認する。	距離の起点が 配管等坑内面
2.5 防液堤内外の設備設置規則 2.5.1 目視検査 2.5.2 距離測定	第5条 第1項 第36号	前号に規定する措置のうち、防液堤又は施設を設置する場合 には、その内側及びその外側から十メートル (貯蔵能力が千 トン未満の可燃性ガスの液化ガスの貯蔵に係るものにあつ ては八メートル、可燃性ガスの液化ガスの貯蔵に係るものにあ つては可燃性ガスの種類及び貯蔵能力に応じて経済産業大臣 が定める距離) 以内には、当該貯蔵庫の付属設備その他の設備 又は施設であつて経済産業大臣が定めるものの以外ものを 設けないこと。ただし、配管 (当該貯蔵庫に係るものを除く。) であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するもの と認めた措置を講じているものについては、この限りでない。	2.5 防液堤内外の設備設置規則 防液堤内外の設備設置規則に係る検査は目視検査及び距離測定とし、次に示す。 ただし、前回保安検査以降設備状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び距離測定に代えることができる。 2.5.1 目視検査 防液堤内外に設置されている設備・施設の種類の確認について、1年に1回目視により 確認する。 2.5.2 距離測定 防液堤内外に設置されている設備までの距離の確保状況について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の測定又は図面上で確認する。た だし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場 合は、目視又は図面による確認とすることができる。	該当しない	

項目	コンピ 則条項	コンピ則の規定	KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準（液化石油ガス装置器具他関係）	適用
2.6埋設貯槽 2.6.1距離測定 2.6.2記録簿 2.6.3目視検査 2.6.4測定又は作動検査	第5条 第1項 第51 第55 第59 第60 第61 第62 第63 第64 第65 第66 第67 第68 第69 第70 第71 第72 第73 第74 第75 第76 第77 第78 第79 第80 第81 第82 第83 第84 第85 第86 第87 第88 第89 第90 第91 第92 第93 第94 第95 第96 第97 第98 第99 第100 第101 第102 第103 第104 第105 第106 第107 第108 第109 第110 第111 第112 第113 第114 第115 第116 第117 第118 第119 第120 第121 第122 第123 第124 第125 第126 第127 第128 第129 第130 第131 第132 第133 第134 第135 第136 第137 第138 第139 第140 第141 第142 第143 第144 第145 第146 第147 第148 第149 第150 第151 第152 第153 第154 第155 第156 第157 第158 第159 第160 第161 第162 第163 第164 第165 第166 第167 第168 第169 第170 第171 第172 第173 第174 第175 第176 第177 第178 第179 第180 第181 第182 第183 第184 第185 第186 第187 第188 第189 第190 第191 第192 第193 第194 第195 第196 第197 第198 第199 第200 第201 第202 第203 第204 第205 第206 第207 第208 第209 第210 第211 第212 第213 第214 第215 第216 第217 第218 第219 第220 第221 第222 第223 第224 第225 第226 第227 第228 第229 第230 第231 第232 第233 第234 第235 第236 第237 第238 第239 第240 第241 第242 第243 第244 第245 第246 第247 第248 第249 第250 第251 第252 第253 第254 第255 第256 第257 第258 第259 第260 第261 第262 第263 第264 第265 第266 第267 第268 第269 第270 第271 第272 第273 第274 第275 第276 第277 第278 第279 第280 第281 第282 第283 第284 第285 第286 第287 第288 第289 第290 第291 第292 第293 第294 第295 第296 第297 第298 第299 第300 第301 第302 第303 第304 第305 第306 第307 第308 第309 第310 第311 第312 第313 第314 第315 第316 第317 第318 第319 第320 第321 第322 第323 第324 第325 第326 第327 第328 第329 第330 第331 第332 第333 第334 第335 第336 第337 第338 第339 第340 第341 第342 第343 第344 第345 第346 第347 第348 第349 第350 第351 第352 第353 第354 第355 第356 第357 第358 第359 第360 第361 第362 第363 第364 第365 第366 第367 第368 第369 第370 第371 第372 第373 第374 第375 第376 第377 第378 第379 第380 第381 第382 第383 第384 第385 第386 第387 第388 第389 第390 第391 第392 第393 第394 第395 第396 第397 第398 第399 第400 第401 第402 第403 第404 第405 第406 第407 第408 第409 第410 第411 第412 第413 第414 第415 第416 第417 第418 第419 第420 第421 第422 第423 第424 第425 第426 第427 第428 第429 第430 第431 第432 第433 第434 第435 第436 第437 第438 第439 第440 第441 第442 第443 第444 第445 第446 第447 第448 第449 第450 第451 第452 第453 第454 第455 第456 第457 第458 第459 第460 第461 第462 第463 第464 第465 第466 第467 第468 第469 第470 第471 第472 第473 第474 第475 第476 第477 第478 第479 第480 第481 第482 第483 第484 第485 第486 第487 第488 第489 第490 第491 第492 第493 第494 第495 第496 第497 第498 第499 第500 第501 第502 第503 第504 第505 第506 第507 第508 第509 第510 第511 第512 第513 第514 第515 第516 第517 第518 第519 第520 第521 第522 第523 第524 第525 第526 第527 第528 第529 第530 第531 第532 第533 第534 第535 第536 第537 第538 第539 第540 第541 第542 第543 第544 第545 第546 第547 第548 第549 第550 第551 第552 第553 第554 第555 第556 第557 第558 第559 第560 第561 第562 第563 第564 第565 第566 第567 第568 第569 第570 第571 第572 第573 第574 第575 第576 第577 第578 第579 第580 第581 第582 第583 第584 第585 第586 第587 第588 第589 第590 第591 第592 第593 第594 第595 第596 第597 第598 第599 第600 第601 第602 第603 第604 第605 第606 第607 第608 第609 第610 第611 第612 第613 第614 第615 第616 第617 第618 第619 第620 第621 第622 第623 第624 第625 第626 第627 第628 第629 第630 第631 第632 第633 第634 第635 第636 第637 第638 第639 第640 第641 第642 第643 第644 第645 第646 第647 第648 第649 第650 第651 第652 第653 第654 第655 第656 第657 第658 第659 第660 第661 第662 第663 第664 第665 第666 第667 第668 第669 第670 第671 第672 第673 第674 第675 第676 第677 第678 第679 第680 第681 第682 第683 第684 第685 第686 第687 第688 第689 第690 第691 第692 第693 第694 第695 第696 第697 第698 第699 第700 第701 第702 第703 第704 第705 第706 第707 第708 第709 第710 第711 第712 第713 第714 第715 第716 第717 第718 第719 第720 第721 第722 第723 第724 第725 第726 第727 第728 第729 第730 第731 第732 第733 第734 第735 第736 第737 第738 第739 第740 第741 第742 第743 第744 第745 第746 第747 第748 第749 第750 第751 第752 第753 第754 第755 第756 第757 第758 第759 第760 第761 第762 第763 第764 第765 第766 第767 第768 第769 第770 第771 第772 第773 第774 第775 第776 第777 第778 第779 第780 第781 第782 第783 第784 第785 第786 第787 第788 第789 第790 第791 第792 第793 第794 第795 第796 第797 第798 第799 第800 第801 第802 第803 第804 第805 第806 第807 第808 第809 第810 第811 第812 第813 第814 第815 第816 第817 第818 第819 第820 第821 第822 第823 第824 第825 第826 第827 第828 第829 第830 第831 第832 第833 第834 第835 第836 第837 第838 第839 第840 第841 第842 第843 第844 第845 第846 第847 第848 第849 第850 第851 第852 第853 第854 第855 第856 第857 第858 第859 第860 第861 第862 第863 第864 第865 第866 第867 第868 第869 第870 第871 第872 第873 第874 第875 第876 第877 第878 第879 第880 第881 第882 第883 第884 第885 第886 第887 第888 第889 第890 第891 第892 第893 第894 第895 第896 第897 第898 第899 第900 第901 第902 第903 第904 第905 第906 第907 第908 第909 第910 第911 第912 第913 第914 第915 第916 第917 第918 第919 第920 第921 第922 第923 第924 第925 第926 第927 第928 第929 第930 第931 第932 第933 第934 第935 第936 第937 第938 第939 第940 第941 第942 第943 第944 第945 第946 第947 第948 第949 第950 第951 第952 第953 第954 第955 第956 第957 第958 第959 第960 第961 第962 第963 第964 第965 第966 第967 第968 第969 第970 第971 第972 第973 第974 第975 第976 第977 第978 第979 第980 第981 第982 第983 第984 第985 第986 第987 第988 第989 第990 第991 第992 第993 第994 第995 第996 第997 第998 第999 第1000	地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は、次の基準に適合するものであること。 イ 貯槽は、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができ、十分な強度を有し、防水措置を講じた釜（以下「特定液化石油ガス貯槽釜」という。）に設置し、かつ、当該特定液化石油ガス貯槽釜内に漏えいしたガスの滞留を防止するため、貯槽を遮断すること。ただし、貯槽を防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を特定液化石油ガス貯槽釜に設置しないことができる。 ロ 第六号の規定により適用される液化石油ガス保安規則第六条第一項第三号又は第三十七号の規定により地盤面下に埋設することとなる貯槽は、その頂部が、〇・六メートル以上地盤面から下にあること。 ハ 貯槽を二以上隣接して設置する場合においては、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。 39 地盤面下にその一部を埋設して設置する特定液化石油ガスの貯槽には、当該貯槽の地盤面下にある部分の腐食を防止する措置を講ずること。	2.6埋設貯槽 a) 埋設貯槽の位置及び貯槽釜に係る検査は距離測定及び記録簿とし、2.6.1及び2.6.2による。ただし、前項保安検査以降設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定及び記録簿に代えることができる。 b) 埋設貯槽本体の状況に係る検査は、目視検査及び測定又は作動検査とし、2.6.3及び2.6.4による。 2.6.1距離測定 貯槽埋設釜及び隣接貯槽との相互間距離の確保状況について、1年に1回、さき尺その他の測定器具を用いた距離の測定による確認又は両面より確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は両面により容易に判定できる場合は、目視又は両面による確認とすることができる。 2.6.2記録簿 貯槽釜の強度及び防水措置並びに漏えいしたガスの滞留防止措置の状況について、1年に1回記録により確認する。 2.6.3目視検査 a) 砂詰め方式の場合 砂の充填状況及び底部集水部の漏水状況（底部集水部を有しない構造のものにおいては、ガス検知管等による漏水の状況）を、1年に1回目視により確認する。 b) 強制換気方式の場合 ピット内の乾燥状況、貯槽外面の状況、外部マンホールの状況及び外部給排気ダクトの状況、1年に1回目視により確認する。 2.6.4測定又は作動検査 a) 砂詰め方式の場合 貯槽本体を電気防食しているものは、1年に1回電位測定を行い防食効果を確認する。 b) 強制換気方式の場合 1年に1回ガス漏えい検知警報装置の作動検査を行い、換気装置が連動して作動すること及びその作動状況を確認する。	2.5 残留しない構造 可燃性ガス製造設備を設置する釜 ¹⁾ 、可燃性ガス容器貯場の滞留しない構造に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 注 ²⁾ 液化石油ガス貯槽貯槽は、防護網等が該当する。 2.5.1目視検査 開口部、換気装置等の外観 ³⁾ に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 ⁴⁾ 外観には、取付位置、方向等を含む。 2.5.2作動検査 換気装置の機能について、1年に1回作動させ、破災に非動することを確認する。	適用 該当しない

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KHP保安検査基準 KHP S 0 8 5 0 - 3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス容器製造基準四條)	適用 項目番号の 変更
2.8 計器室 2.8.1 距離 測定 2.8.2 目 視検査 2.6.1 変更	第5条 第1項 第61号	可燃性ガスの製造設備に係る計器室 (製造施設における製造 を制御するための機器を集中的に設置している室をいう。以 下この号において同じ。)は、次の基準に適合すること。 イ 当該製造設備において発生するおそれのある危険の 程度に応じて安全な位置に設置すること。 ロ その構造は、当該製造設備において発生するおそれの ある危険の程度及び当該製造設備からの距離に応じ安全な ものであること。この場合において、屋及び窓は、耐火性の ものであること。 ハ アセトアルデヒド、イソブレン、エチレン、塩化ビニ ル、酸化エチレン、酸化プロピレン、プロパン、プロピレン、 ブタン、ブチレン及びブタジエンのガスの製造施設に係る計 器室内は、外部からのガスの侵入を防ぐために必要な措置を 講ずること。ただし、漏えいしたガスが計器室内に侵入する おそれのない場合においては、この限りでない。	2.8 計器室 計器室の位置に係る検査は距離測定とし、2.8.1による。ただし、前同保安検査 以降製造設備及び計器室の設置状況に変更のないことを記録により確認した場 合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。 計器室の構造 (耐火構造、防火、二重扉等)に係る検査は目視検査とし、2.8.2 による。 2.8.1 距離測定 a) 計器室と特殊反応設備等との距離について、1年に1回巻き尺その他の測定 器具を用いた距離の測定により確認する。ただし、規定の距離を満たしている ことが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認 とすることができる。 b) 可燃性ガス等の侵入防止措置として計器室入口の床面位置を地上より高くし た場合にあつては、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた床面位置の測 定により確認する。ただし、規定の床面位置を満たしていることが目視又は図 面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができ る。 2.8.2 目視検査 計器室出入口、窓ガラス等について破損、変形、その他の異常のないこと及び保 圧措置を講じている場合はその状況を1年に1回目視により検査する。	2.6 計器室 計器室の位置に係る検査は距離測定とし、2.6.1による。ただし、前同保安検査 以降製造設備及び計器室の設置状況に変更のないことを記録により確認した場 合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。 計器室の構造 (耐火構造、防火、二重扉等)に係る検査は目視検査とし、2.6.2 による。 2.6.1 距離測定 a) 計器室と特殊反応設備等との距離について、1年に1回巻き尺その他の測定 器具を用いた距離の測定により確認する。ただし、規定の距離を満たしている ことが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認 とすることができる。 b) 可燃性ガス等の侵入防止措置として計器室入口の床面位置を地上より高くし た場合にあつては、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた床面位置の測 定により確認する。ただし、規定の床面位置を満たしていることが目視又は図 面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができ る。 2.6.2 目視検査 計器室出入口、窓ガラス等について破損、変形、その他の異常のないこと及び保 圧措置を講じている場合はその状況を1年に1回目視により検査する。	
2.9 直射日 光を遮る ための措 置 2.9.1 目 視検査 2.9.2 作 動検査	第5条 第1項 第65号 ハ	容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器 (以下「充てん 容器等」という。)は、次の基準に適合すること。 ヘ 充てん容器等 (断熱材で被覆してあるものを除く。)に 係る容器置場 (可燃性ガス及び酸素に係るものに限り。)に は、直射日光を遮るための適切な措置 (当該ガスが漏えい し、燃焼したときに発生する爆発が上方方向に解放されること を妨げないものに限り。)を講ずること。ただし、充てん容 器等をシリンドラークキャビネットに収納した場合は、この限り でない。 2.9.1 目視検査 a) 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根による場合 外観上について、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視に より確認する。 注1 外観上には、取付位置、方向、使用材料等を含む。 b) シリンドラークキャビネットを用いた場合 シリンドラークキャビネットに腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを 1年に1回目視により確認する。 注2 シリンドラークキャビネット内の構成機器等を含む。 2.9.2 作動検査 シリンドラークキャビネットに設けられた緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報装置等 の機能について、1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 なお、シリンドラークキャビネット内の高圧ガスの通る部分の腐蝕及び気密性能に係 る検査は、4.3及び4.4による。	2.9 直射日光を遮るための措置 容器置場の直射日光を遮るための措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、 次のとおり。 2.9.1 目視検査 a) 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根による場合 外観上について、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視に より確認する。 注1 外観上には、取付位置、方向、使用材料等を含む。 b) シリンドラークキャビネットを用いた場合 シリンドラークキャビネットに腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを 1年に1回目視により確認する。 注2 シリンドラークキャビネット内の構成機器等を含む。 2.9.2 作動検査 シリンドラークキャビネットに設けられた緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報装置等 の機能について、1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 なお、シリンドラークキャビネット内の高圧ガスの通る部分の腐蝕及び気密性能に係 る検査は、4.3及び4.4による。	— 該当しない	

項目	コンビ則事項	コンビ則の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設関係)	適用
2.10 ジラン等の自然発火に 対し安全な構造	第5条 第1項 第65号 チ	容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器 (以下「充てん容器等」という。) は、次の基準に適合すること。 チ ジラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場は、当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであること。	2.10 ジラン等の自然発火に 対し安全な構造 自然発火に 対し安全な構造に係る検査は記録簿又は図面確認、目視検査及び作動検査とし、次に よる。ただし、記録簿又は図面確認については、前同保安検査記録簿又は図面確認に 変更のないことを記録し、その確認をもって記録簿又は図面確認に 代えることができる。 2.10.1 記録簿又は図面確認 容器置場を不燃性又は難燃性の材料とした場合においては、容器置場に使用した材料を1年に1回目視又は図面により確認する。 2.10.2 目視検査 シリンダーキャビネットに腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 シリンダーキャビネット内の構成機器等を含む。 2.10.3 作動検査 シリンダーキャビネットに設けられた緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報装置等の機能について、1年に1回作動させ、正常に作動することを確認する。 なお、シリンダーキャビネット内の高圧ガスの通る部分の漏圧及び気密性能に係る検査は、4.3及び4.4による。	— 該当しない	該当しない
2.11 二階建容器置場の構造	第5条 第1項 第65号 ヌ	容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器 (以下「充てん容器等」という。) は、次の基準に適合すること。 ヌ ロただし、 ヌ 二階建の容器置場は、ホ、ヘ (二階部分に限る。) 及びヒに掲げるもののほか、当該容器置場に貯蔵するガスの種類に 応じて、経済産業大臣が定める構造とすること。	2.11 二階建容器置場の構造 二階建容器置場の構造に係る検査は目視検査及び測定とし、次に よる。ただし、測定については、前同保安検査記録簿又は図面確認に 変更のないことを記録し、その確認をもって測定に代えることができる。 2.11.1 目視検査 開口部、容器置場の壁等について、腐損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 2.11.2 測定 容器置場一階の天井高さ (配管の場合を除く。) について、1年に1回測定し、その他の測定器具を用いた測定により確認する。ただし、規定の天井高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面により確認と することができる。	— 該当しない	該当しない
3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	第5条 第1項 第23号	高圧ガス設備 (配管、ポンプ、圧縮機、液化石油ガス貯蔵設備及びこの 項の規定する基礎を有する構造物) に設置されたものを除く。) の基礎は、 不同床下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないよう なものであること。この場合において、貯槽 (貯蔵能力が百立方メートル又は一ト ン以上のものに限る。以下この号及び第六十四号において同じ。) の支柱 (支柱の ない貯槽にあっては、その底部) は、同一の基礎に接続すること。	3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等 3.1 基礎 基礎に係る検査は記録 (図面を含む。以下この部分関係において同じ。) 確認及び目視とし、次に よる。ただし、記録確認については、前同保安検査記録簿又は図面確認の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係に 変更のないことを記録し、その確認をもって記録簿に代えることができる。 注 配管、ポンプ、圧縮機、貯槽貯槽 (特設設備) は、コンビ則第5条第1項2.3号により対象から除外されている。 3.1.1 記録確認 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。 3.1.2 目視検査 基礎立ち上り部と基礎の接続状況について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。) により確認する。	3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等 3.1 基礎 基礎に係る検査は記録 (図面を含む。以下この部分関係において同じ。) 確認及び目視とし、次に よる。ただし、記録確認については、前同保安検査記録簿又は図面確認の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係に 変更のないことを記録し、その確認をもって記録簿に代えることができる。 注 配管、ポンプ、圧縮機、貯槽貯槽 (特設設備) は、コンビ則第5条第1項2.3号により対象から除外されている。 3.1.1 記録確認 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。 3.1.2 目視検査 基礎立ち上り部と基礎の接続状況について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。) により確認する。	3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等 3.1 基礎 基礎に係る検査は記録 (図面を含む。以下この部分関係において同じ。) 確認及び目視とし、次に よる。ただし、記録確認については、前同保安検査記録簿又は図面確認の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係に 変更のないことを記録し、その確認をもって記録簿に代えることができる。 注 配管、ポンプ、圧縮機、貯槽貯槽 (特設設備) は、コンビ則第5条第1項2.3号により対象から除外されている。 3.1.1 記録確認 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。 3.1.2 目視検査 基礎立ち上り部と基礎の接続状況について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。) により確認する。

項目	コンビ間条項	コンビ間の規定	KRIK 保安検査基準 KRIK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤地盤基礎関係)	適用
3.2 耐震設計構造 3.2.1 記録確認 3.2.2 目視検査	第5条 第1項 第24号	塔 (反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備 (貯槽を除く。)) であつて、当該設備の最高位の正接面から最低位の正接面までの長さが五メートル以上のものをいう。)、貯槽 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限り。)) 及び配管 (経済産業大臣が定めるものに限り。)) 並びにこれらの支持構造物及び基礎 (以下「耐震設計構造物」という。)) は、耐震設計構造物の設計のための地震動 (以下この項において「設計地震動」という。))、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力の計算方法 (以下この項において「耐震設計構造物の応力の計算方法」という。))、耐震設計構造物の部分の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの (経済産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認めた者による場合に限り。)) によることができる。	3.2 耐震設計構造 耐震設計構造に係る検査は記録 (図面を含む。以下この細分節条において同じ。)) 確認及び目視とし、次にによる。ただし、記録確認については、前保安検査以降耐震設計上変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録に代えることができる。 3.2.1 記録確認 耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。 3.2.2 目視検査 基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。)) により確認する。	3.2 耐震設計構造 耐震設計構造に係る検査は記録 (図面を含む。以下この細分節条において同じ。)) 確認及び目視検査とし、次にによる。ただし、記録確認については、前保安検査以降耐震設計上変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録に代えることができる。 3.2.1 記録確認 耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。 3.2.2 目視検査 基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。)) により確認する。 3.2.3 液化石油ガス岩盤地盤基礎 "に係る構造物の目視検査 a) 耐震設計構造の基礎立ち上り部、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。)) により確認する。 b) 目視可能な部分 (気液界面近傍を含む。)) の金属管、金属管サポート架構及び配管等について、腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 c) 本設備の金属管、金属管サポート架構、配管等については、損傷、変形及びその他の異常のないことを10年以内 (1回目視 (目視での検査が可能な部分に限る。)) により確認する。ただし、b) の目視検査で異常が認められた場合には、その程度を確認する。 注) 岩盤地盤基礎は、耐震設計構造に係る検査は適用しない。 注) 10年以内 (1回の検査期間 (時期)) については5.11の金属管の検査停止期間に合わせた。	適用 下線部分を適用。
3.3 貯槽の沈下状況調査	第5条 第1項 第64号	貯槽 (液化石油ガス岩盤貯槽を除く。)) には、その沈下状況を調査するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を調査すること。この調査の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に及び適切な措置を講ずること。	3.3 貯槽の沈下状況調査 貯槽の沈下状況に係る検査は沈下状況の調査とし、不同沈下のないことを1年に1回レベル測定器を用いた調査により確認する。ただし、次の条件を満足する貯槽に係る沈下状況の調査は3年に1回とすることができる (沈下状況の調査を行わない期間においては、不同沈下のないことを1年に1回目視により確認すること。))。 a) 設置後5年以上経過したものであること。 b) 過去3年間の沈下状況の調査結果が、次の式を満足するものであること。 $h/L \leq 0.005$ ここに h: 貯槽の沈下による傾斜の勾配が最大となる基礎面又は底板上の二点間 (以下「二点間」という。)) のレベル差 (mm) L: 二点間の水平距離 (mm)	—	該当しない
4 ガス設備 (導管を除く。)	第5条 第1項 第15号	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備 (高圧ガス設備及び酸素のガス設備を除く。)) は、気密な構造とすること。	4 ガス設備 (導管を除く。) 4.1 ガス設備 (高圧ガス設備を除く。)) の気密構造 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備 (高圧ガス設備及び酸素のガス設備を除く。)) の気密構造に係る検査は、1年に1回運転状態、運転を停止した状態又は開放直後の内圧 (運転状態の圧力以上の圧力) のある状態において、漏えい等の異常がないことを確認する。 注 " 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、免液液の噴布、ガス漏えい検知器等を用いた調査又は放置法漏れ試験がある。	—	該当しない

項目	コンビ	間条項	コンビ間の規定	区域保安検査基準 KHKS 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設等) 関係図	適用
4.2.1 4.2.2 4.2.3 4.2.4 4.2.5 4.2.6 4.2.7 4.2.8 4.2.9 4.2.10 4.2.11 4.2.12 4.2.13 4.2.14 4.2.15 4.2.16 4.2.17 4.2.18 4.2.19 4.2.20 4.2.21 4.2.22 4.2.23 4.2.24 4.2.25 4.2.26 4.2.27 4.2.28 4.2.29 4.2.30 4.2.31 4.2.32 4.2.33 4.2.34 4.2.35 4.2.36 4.2.37 4.2.38 4.2.39 4.2.40 4.2.41 4.2.42 4.2.43 4.2.44 4.2.45 4.2.46 4.2.47 4.2.48 4.2.49 4.2.50 4.2.51 4.2.52 4.2.53 4.2.54 4.2.55 4.2.56 4.2.57 4.2.58 4.2.59 4.2.60 4.2.61 4.2.62 4.2.63 4.2.64 4.2.65 4.2.66 4.2.67 4.2.68 4.2.69 4.2.70 4.2.71 4.2.72 4.2.73 4.2.74 4.2.75 4.2.76 4.2.77 4.2.78 4.2.79 4.2.80 4.2.81 4.2.82 4.2.83 4.2.84 4.2.85 4.2.86 4.2.87 4.2.88 4.2.89 4.2.90 4.2.91 4.2.92 4.2.93 4.2.94 4.2.95 4.2.96 4.2.97 4.2.98 4.2.99 4.3.00 4.3.01 4.3.02 4.3.03 4.3.04 4.3.05 4.3.06 4.3.07 4.3.08 4.3.09 4.3.10 4.3.11 4.3.12 4.3.13 4.3.14 4.3.15 4.3.16 4.3.17 4.3.18 4.3.19 4.3.20 4.3.21 4.3.22 4.3.23 4.3.24 4.3.25 4.3.26 4.3.27 4.3.28 4.3.29 4.3.30 4.3.31 4.3.32 4.3.33 4.3.34 4.3.35 4.3.36 4.3.37 4.3.38 4.3.39 4.3.40 4.3.41 4.3.42 4.3.43 4.3.44 4.3.45 4.3.46 4.3.47 4.3.48 4.3.49 4.3.50 4.3.51 4.3.52 4.3.53 4.3.54 4.3.55 4.3.56 4.3.57 4.3.58 4.3.59 4.3.60 4.3.61 4.3.62 4.3.63 4.3.64 4.3.65 4.3.66 4.3.67 4.3.68 4.3.69 4.3.70 4.3.71 4.3.72 4.3.73 4.3.74 4.3.75 4.3.76 4.3.77 4.3.78 4.3.79 4.3.80 4.3.81 4.3.82 4.3.83 4.3.84 4.3.85 4.3.86 4.3.87 4.3.88 4.3.89 4.3.90 4.3.91 4.3.92 4.3.93 4.3.94 4.3.95 4.3.96 4.3.97 4.3.98 4.3.99 4.4.00 4.4.01 4.4.02 4.4.03 4.4.04 4.4.05 4.4.06 4.4.07 4.4.08 4.4.09 4.4.10 4.4.11 4.4.12 4.4.13 4.4.14 4.4.15 4.4.16 4.4.17 4.4.18 4.4.19 4.4.20 4.4.21 4.4.22 4.4.23 4.4.24 4.4.25 4.4.26 4.4.27 4.4.28 4.4.29 4.4.30 4.4.31 4.4.32 4.4.33 4.4.34 4.4.35 4.4.36 4.4.37 4.4.38 4.4.39 4.4.40 4.4.41 4.4.42 4.4.43 4.4.44 4.4.45 4.4.46 4.4.47 4.4.48 4.4.49 4.4.50 4.4.51 4.4.52 4.4.53 4.4.54 4.4.55 4.4.56 4.4.57 4.4.58 4.4.59 4.4.60 4.4.61 4.4.62 4.4.63 4.4.64 4.4.65 4.4.66 4.4.67 4.4.68 4.4.69 4.4.70 4.4.71 4.4.72 4.4.73 4.4.74 4.4.75 4.4.76 4.4.77 4.4.78 4.4.79 4.4.80 4.4.81 4.4.82 4.4.83 4.4.84 4.4.85 4.4.86 4.4.87 4.4.88 4.4.89 4.4.90 4.4.91 4.4.92 4.4.93 4.4.94 4.4.95 4.4.96 4.4.97 4.4.98 4.4.99 4.5.00 4.5.01 4.5.02 4.5.03 4.5.04 4.5.05 4.5.06 4.5.07 4.5.08 4.5.09 4.5.10 4.5.11 4.5.12 4.5.13 4.5.14 4.5.15 4.5.16 4.5.17 4.5.18 4.5.19 4.5.20 4.5.21 4.5.22 4.5.23 4.5.24 4.5.25 4.5.26 4.5.27 4.5.28 4.5.29 4.5.30 4.5.31 4.5.32 4.5.33 4.5.34 4.5.35 4.5.36 4.5.37 4.5.38 4.5.39 4.5.40 4.5.41 4.5.42 4.5.43 4.5.44 4.5.45 4.5.46 4.5.47 4.5.48 4.5.49 4.5.50 4.5.51 4.5.52 4.5.53 4.5.54 4.5.55 4.5.56 4.5.57 4.5.58 4.5.59 4.5.60 4.5.61 4.5.62 4.5.63 4.5.64 4.5.65 4.5.66 4.5.67 4.5.68 4.5.69 4.5.70 4.5.71 4.5.72 4.5.73 4.5.74 4.5.75 4.5.76 4.5.77 4.5.78 4.5.79 4.5.80 4.5.81 4.5.82 4.5.83 4.5.84 4.5.85 4.5.86 4.5.87 4.5.88 4.5.89 4.5.90 4.5.91 4.5.92 4.5.93 4.5.94 4.5.95 4.5.96 4.5.97 4.5.98 4.5.99 4.6.00 4.6.01 4.6.02 4.6.03 4.6.04 4.6.05 4.6.06 4.6.07 4.6.08 4.6.09 4.6.10 4.6.11 4.6.12 4.6.13 4.6.14 4.6.15 4.6.16 4.6.17 4.6.18 4.6.19 4.6.20 4.6.21 4.6.22 4.6.23 4.6.24 4.6.25 4.6.26 4.6.27 4.6.28 4.6.29 4.6.30 4.6.31 4.6.32 4.6.33 4.6.34 4.6.35 4.6.36 4.6.37 4.6.38 4.6.39 4.6.40 4.6.41 4.6.42 4.6.43 4.6.44 4.6.45 4.6.46 4.6.47 4.6.48 4.6.49 4.6.50 4.6.51 4.6.52 4.6.53 4.6.54 4.6.55 4.6.56 4.6.57 4.6.58 4.6.59 4.6.60 4.6.61 4.6.62 4.6.63 4.6.64 4.6.65 4.6.66 4.6.67 4.6.68 4.6.69 4.6.70 4.6.71 4.6.72 4.6.73 4.6.74 4.6.75 4.6.76 4.6.77 4.6.78 4.6.79 4.6.80 4.6.81 4.6.82 4.6.83 4.6.84 4.6.85 4.6.86 4.6.87 4.6.88 4.6.89 4.6.90 4.6.91 4.6.92 4.6.93 4.6.94 4.6.95 4.6.96 4.6.97 4.6.98 4.6.99 4.7.00						

項目	コンビ調の規定	KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	適用
コンビ調事項		・ JIS規格に適合するものについては、"JISによる条件" ・ JIS A 209 金風フレキシブルホース基準 (2010) 4.3.4 非破壊検査 a) 肉厚測定 高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、次の設備においては、1)、2)又は3)に掲げる時期に実施する。この場合、肉厚測定箇所¹⁾は、使用環境及び目視検査の結果を十分考慮した上で選定すること。 なお、フレキシブルチューブ類 (エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)のうち、構造、材質等により肉厚測定の実施が困難なものについては、腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。この場合、腐食による異常が生じていないことの確認については、附録Bが参考になる。 注¹⁾ 測定箇所の選定については、附録B B肉厚測定箇所選定についての参考資料が参考になる。 注²⁾ プレートで覆われた薄肉のペロース部を有する場合や、ゴム、樹脂、金風等による多層構造のもの等をいう。 1) 過去の実績、経験等により内部の減肉のおそれがないと評価できる弁類 (配管系から除外される圧力容器に直結されたもの (圧力容器の直近に設けられた弁をいう。)) 及び動機器 (ポンプ、圧縮機等の回転機械をいう。また、範囲は、ケーシング、シリンドラ、ノズルなど動機器本体のみとし、連結されたスナッパー、配管、小管容器などの付随機器は含まない。) については、分解点検・整備のための開放時の目視検査で異常が認められたとき 2) 腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備 (フレキシブルチューブ類及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。) については、外部の目視検査で減肉が認められたとき ・ 4.3.3 a) 3) の注¹⁾において、腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備としてフレキシブルチューブ類も含むものとして定めているが、ここでいう腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備はフレキシブルチューブ類を除くものとする。 3) 砂詰め方式の地下埋設設備については、開放検査時 (貯留内部から減肉) 及び4.3.3 b) 2) による砂の乾状状態又は底部集水時の浸透水の状況の確認 (底部集水時による浸透水の状況の確認) においては、ガス検知器等による浸透水の状況の確認) において異常が確認されたとき (電気防食により防食管理が適切になされているものを除く。) b) 肉厚測定以外の非破壊検査 肉厚測定以外の非破壊検査 (超音波探傷試験、透過探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦流探傷試験等) は、高圧ガス設備の内部について、原則として、設備の種類、材料等に応じて表2に定める期間内 (特定液化石油ガスの貯留については、KHK S 0850-2 4.3 表2に定める期間内) に行う。ただし、動機器及び配管系から除外される圧力容器に直結された弁類 (4.3.4 a) 1) の弁類) は、分解点検・整備のための開放時に行う。この場合、当該高圧ガス設備の減肉及び劣化損傷の検出に対して適切な検査方法を用いて行い、非破壊検査箇所は、使用環境及び目視検査の結果を十分考慮のうえ選定すること。 なお、次の設備においては、1)、2)又は3)によることができない。 1) 腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備 (エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。) については、非破壊検査は不要とする。 2) 劣化損傷が発生するおそれがない設備¹⁾については、非破壊検査は不要とする。 注¹⁾ 劣化損傷が発生するおそれがない設備とは、流体及び材料の組み合わせ又は使用条件等によって発生する次の劣化損傷を受けない設備をいう。 ・ 割れ: 応力腐食割れ (塩化物イオン腐食割れ、水素誘起割れ等)、疲労 (疲労、熱疲労等)、クリープ (クリープ破壊等) 等 ・ 材料変化: 劣化 (水素浸食、水素脆化等) 等 なお、劣化損傷が発生するおそれがない設備の評価に際しては、附録C C及びKHK/PJA/IPCA S 0851 (2009) 高圧ガスの使用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時設定基準の附録4 損傷の種類と特徴 (参考) が、参考になる。 3) 状態を外部から代特検査できる設備 (附録D参照) については、	・ JIS規格に適合するものについては、"JISによる条件" ・ JIS A 209 金風フレキシブルホース基準 (2010) 4.2.4 非破壊検査 a) 肉厚測定 高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、次の設備においては、1)又は2)に掲げる時期に実施する。この場合、肉厚測定箇所¹⁾は、使用環境及び目視検査の結果を十分考慮した上で選定すること。 なお、フレキシブルチューブ類 (エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)のうち、構造、材質等により肉厚測定の実施が困難なものについては、腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。この場合、腐食による異常が生じていないことの確認については、附録Cが参考になる。 注¹⁾ 測定箇所の選定については、附録C D肉厚測定箇所選定についての参考資料が参考になる。 注²⁾ プレートで覆われた薄肉のペロース部を有する場合や、ゴム、樹脂、金風等による多層構造のもの等をいう。 1) 過去の実績、経験等により内部の減肉のおそれがないと評価できる弁類 (配管系から除外される圧力容器に直結されたもの (圧力容器の直近に設けられた弁をいう。)) 及び動機器 (ポンプ、圧縮機等の回転機械をいう。また、範囲は、ケーシング、シリンドラ、ノズルなど動機器本体のみとし、連結されたスナッパー、配管、小管容器などの付随機器は含まない。) については、分解点検・整備のための開放時の目視検査で異常が認められたとき 2) 腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備 (フレキシブルチューブ類及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。) については、外部の目視検査で減肉が認められたとき ・ 4.2.3 a) 3) の注¹⁾において、腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備としてフレキシブルチューブ類も含むものとして定めているが、ここでいう腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備はフレキシブルチューブ類を除くものとする。 b) 肉厚測定以外の非破壊検査 肉厚測定以外の非破壊検査 (超音波探傷試験、透過探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦流探傷試験等) は、高圧ガス設備の内部について、原則として、設備の種類、材料等に応じて表2に定める期間内 (ただし、動機器及び配管系から除外される圧力容器に直結された弁類 (4.2.4 a) 1) の弁類) は、分解点検・整備のための開放時に行う。この場合、当該高圧ガス設備の減肉及び劣化損傷の検出に対して適切な検査方法を用いて行い、非破壊検査箇所は、使用環境及び目視検査の結果を十分考慮のうえ選定すること。 なお、次の設備においては、1)、2)又は3)によることができない。 1) 腐食性の高い高圧ガスを取り扱う設備 (エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。) については、非破壊検査は不要とする。 2) 劣化損傷が発生するおそれがない設備¹⁾については、非破壊検査は不要とする。 注¹⁾ 劣化損傷が発生するおそれがない設備とは、流体及び材料の組み合わせ又は使用条件等によって発生する次の劣化損傷を受けない設備をいう。 ・ 割れ: 応力腐食割れ (塩化物イオン腐食割れ等)、疲労 (疲労、熱疲労等)、クリープ (クリープ破壊等) 等 なお、劣化損傷が発生するおそれがない設備の評価に際しては、附録E E及びKHK/PJA/IPCA S 0851 (2009) 高圧ガスの使用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時設定基準の附録4 損傷の種類と特徴 (参考) が参考になる。 3) 内部の状態を外部から代特検査できる設備 (附録D参照) については、外	

項目	コンビ間規定	コンビ間検査基準	適用																												
		KIK S 0850-3 (2011) KIK 保安検査基準 外部から適切な非破壊検査方法で検査する。 表2-高圧ガス設備の開設検査の期間 <table><tr><th>設備の種類</th><th>使用材料</th><th>期間^{a)}</th></tr><tr><td rowspan="5">貯槽</td><td>オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム・アルミニウム合金</td><td>完成検査を行った日又は開設検査を含む保安検査を行った日 (以下「保安検査実施日」という。) から、1.5年以内</td></tr><tr><td>ニッケル鋼 (ニッケルの含有率が2.5%以上9%以上のものをいう。)</td><td>完成検査を行った日又は保安検査実施日から10年以内</td></tr><tr><td>高圧力鋼 (最小引張強さが570N/mm²以上の炭素鋼をいう。以下同じ。)</td><td>完成検査を行った日から2年以内</td></tr><tr><td>高圧力鋼以外の炭素鋼 (高温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低張貯槽以外の材料として使用されているものに限る。)</td><td>その保安検査実施日から3年 (貯槽で、低張貯槽以外の材料として使用されているもの並びにボイラー及び溶接構造の材料として使用する圧延鋼又はこれらと同等以上の材料に限る。)</td></tr><tr><td>その他材料</td><td>完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内</td></tr><tr><td>貯槽以外の高圧ガス設備</td><td>内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料^{b)}</td><td>完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内</td></tr><tr><td></td><td>その他材料</td><td>完成検査を行った日から2年以内</td></tr></table> 注^{a)} 期間は、設備又は劣化損傷の状況に応じて短縮しなければならない。 4.3.4 b) の「劣化損傷が発生するおそれのない設備」は、肉厚測定以外の非破壊検査を不要とするための条件で、腐食、減肉を考慮していないのに対し、本章の「内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料」、腐食、減肉も考慮した上で評価、判断しなければならない。 4.3.5 耐圧試験等 a) 耐圧試験 4.2.3 a) の内部の目視検査、4.2.4 a) の肉厚測定又は4.2.4 b) の肉厚測定以外の非破壊検査の適用が困難な場合は、4.2.4 a) の肉厚測定又は4.2.4 b) の肉厚測定以外の非破壊検査を行うことにより、過大な応力が負荷されるおそれのない高圧ガス設備については、常用の圧力の1.5倍 (第二種特定設備にあっては1.3倍) 以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験 (液体を使用することが困難であると認められるときは常用の圧力の1.25倍 (第二種特定設備にあっては1.1倍) 以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験) を1年に1回実施すれば、4.2.3 a)、4.2.4 a) 及び4.2.4 b) の検査は不要とする。 なお、耐圧試験は、設備及び試験の安全性を十分に配慮した上で行われなければならない。 b) 溶接補修を行った場合の耐圧試験の適用等について 保安検査の結果、減肉、割れ等の欠陥が発見され、当該欠陥が表3左欄に掲げる欠陥の箇所及び同表右欄に掲げるラインダー加工等による仕上りの深さに応じ、同表の右欄に掲げる点数に、表4左欄に掲げる欠陥の長さ又は長さに応じ同表の右欄に掲げる点数を乗じて得た点数の和が6点 (溶接補修を行った場合の欠陥の点数は累計し、耐圧試験を実施した時点で累計されていた点数は0点に帰る。) を超え溶接補修した場合に、耐圧試験を実施し、さらに1年以上2年以内に開設検査を実施し、割れ等がないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張強さが570N/mm²未満の炭素鋼 (母材) 及び当該炭素鋼 (高圧力鋼) にあっては、溶接後にかつて応力除去焼鈍した	設備の種類	使用材料	期間 ^{a)}	貯槽	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム・アルミニウム合金	完成検査を行った日又は開設検査を含む保安検査を行った日 (以下「保安検査実施日」という。) から、1.5年以内	ニッケル鋼 (ニッケルの含有率が2.5%以上9%以上のものをいう。)	完成検査を行った日又は保安検査実施日から10年以内	高圧力鋼 (最小引張強さが570N/mm ² 以上の炭素鋼をいう。以下同じ。)	完成検査を行った日から2年以内	高圧力鋼以外の炭素鋼 (高温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低張貯槽以外の材料として使用されているものに限る。)	その保安検査実施日から3年 (貯槽で、低張貯槽以外の材料として使用されているもの並びにボイラー及び溶接構造の材料として使用する圧延鋼又はこれらと同等以上の材料に限る。)	その他材料	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内	貯槽以外の高圧ガス設備	内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料 ^{b)}	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内		その他材料	完成検査を行った日から2年以内	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設基準図表) 表2-高圧ガス設備の開設検査の期間 <table><tr><th>設備の種類</th><th>使用材料</th><th>期間^{a)}</th></tr><tr><td rowspan="2">貯槽以外の高圧ガス設備</td><td>内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料^{b)}</td><td>完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内</td></tr><tr><td>その他の材料</td><td>完成検査を行った日から2年以内</td></tr></table> 注^{a)} 期間は、設備又は劣化損傷の状況に応じて短縮しなければならない。 4.2.4 b) の「劣化損傷が発生するおそれがない設備」は、肉厚測定以外の非破壊検査を不要とするための条件で、腐食、減肉を考慮していないのに対し、本章の「内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料」は、腐食、減肉も考慮した上で評価、判断しなければならない。 4.2.5 耐圧試験等 a) 耐圧試験 4.2.3 a) の内部の目視検査、4.2.4 a) の肉厚測定又は4.2.4 b) の肉厚測定以外の非破壊検査の適用が困難な場合は、4.2.4 a) の肉厚測定又は4.2.4 b) の肉厚測定以外の非破壊検査を行うことにより、過大な応力が負荷されるおそれのない高圧ガス設備については、常用の圧力の1.5倍 (第二種特定設備にあっては1.3倍) 以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験 (液体を使用することが困難であると認められるときは常用の圧力の1.25倍 (第二種特定設備にあっては1.1倍) 以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験) を1年に1回実施すれば、4.2.3 a)、4.2.4 a) 及び4.2.4 b) の検査は不要とする。 なお、耐圧試験は、設備及び試験の安全性を十分に配慮した上で行われなければならない。 b) 溶接補修を行った場合の耐圧試験の適用等について 保安検査の結果、減肉、割れ等の欠陥が発見され、当該欠陥が表3左欄に掲げる欠陥の箇所及び同表右欄に掲げるラインダー加工等による仕上りの深さに応じ、同表の右欄に掲げる点数に、表4左欄に掲げる欠陥の長さ又は長さに応じ同表の右欄に掲げる点数を乗じて得た点数の和が6点 (溶接補修を行った場合の欠陥の点数は累計し、耐圧試験を実施した時点で累計されていた点数は0点に帰る。) を超え溶接補修した場合に、耐圧試験を実施し、さらに1年以上2年以内に開設検査を実施し、割れ等がないことを確認するものとする。ただし、管台、マンホール部等の取付部に使用される引張強さが570N/mm²未満の炭素鋼 (母材) 及び当該炭素鋼 (高圧力鋼) にあっては、溶接後にかつて応力除去焼鈍した	設備の種類	使用材料	期間 ^{a)}	貯槽以外の高圧ガス設備	内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料 ^{b)}	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内	その他の材料	完成検査を行った日から2年以内
設備の種類	使用材料	期間 ^{a)}																													
貯槽	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム・アルミニウム合金	完成検査を行った日又は開設検査を含む保安検査を行った日 (以下「保安検査実施日」という。) から、1.5年以内																													
	ニッケル鋼 (ニッケルの含有率が2.5%以上9%以上のものをいう。)	完成検査を行った日又は保安検査実施日から10年以内																													
	高圧力鋼 (最小引張強さが570N/mm ² 以上の炭素鋼をいう。以下同じ。)	完成検査を行った日から2年以内																													
	高圧力鋼以外の炭素鋼 (高温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低張貯槽以外の材料として使用されているものに限る。)	その保安検査実施日から3年 (貯槽で、低張貯槽以外の材料として使用されているもの並びにボイラー及び溶接構造の材料として使用する圧延鋼又はこれらと同等以上の材料に限る。)																													
	その他材料	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内																													
貯槽以外の高圧ガス設備	内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料 ^{b)}	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内																													
	その他材料	完成検査を行った日から2年以内																													
設備の種類	使用材料	期間 ^{a)}																													
貯槽以外の高圧ガス設備	内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じおそれのない材料 ^{b)}	完成検査を行った日又は保安検査実施日から3年以内																													
	その他の材料	完成検査を行った日から2年以内																													

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	KIHK 保安検査基準 KIHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設基地関係)	適用																		
			ものに限る。)の溶接部の欠陥の溶接補修については、耐圧試験及び1年以上2年以内の開放検査を省略してもよい。 表3-欠陥の箇所、仕上がり深さに応じた点数 <table><tr><th>欠陥の箇所</th><th>グラインダー加工等による仕上りの深さ</th><th>点数</th></tr><tr><td>管台及びマンホール部</td><td>深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値以下</td><td>1</td></tr><tr><td>胴板及び縦板</td><td>3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下^{a)}</td><td>2</td></tr></table> 注^{a)} 4mm を超える欠陥は、6 点を超える欠陥として評価する。	欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上りの深さ	点数	管台及びマンホール部	深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値以下	1	胴板及び縦板	3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下 ^{a)}	2	したものに限る。)の溶接部の欠陥の溶接補修については、耐圧試験及び1年以上2年以内の開放検査を省略してもよい。 表3-欠陥の箇所、仕上がり深さに応じた点数 <table><tr><th>欠陥の箇所</th><th>グラインダー加工等による仕上りの深さ</th><th>点数</th></tr><tr><td>管台及びマンホール部</td><td>深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 3 % に相当する深さのうちいずれか小さい値以下</td><td>1</td></tr><tr><td>胴板及び縦板</td><td>3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下^{a)}</td><td>2</td></tr></table> 注^{a)} 4mm を超える 陥は、6 点を超える欠陥として評価する。	欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上りの深さ	点数	管台及びマンホール部	深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 3 % に相当する深さのうちいずれか小さい値以下	1	胴板及び縦板	3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下 ^{a)}	2	
欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上りの深さ	点数																					
管台及びマンホール部	深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値以下	1																					
胴板及び縦板	3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下 ^{a)}	2																					
欠陥の箇所	グラインダー加工等による仕上りの深さ	点数																					
管台及びマンホール部	深さにかかわらず 3mm 又は壁厚の 3 % に相当する深さのうちいずれか小さい値以下	1																					
胴板及び縦板	3mm 又は壁厚の 30% に相当する深さのうちいずれか小さい値を超え 4mm 以下 ^{a)}	2																					
			表4-欠陥の長さ又は長さに応じた点数 <table><tr><th>欠陥の長さ又は長さ</th><th>点数</th></tr><tr><td>10mm 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>10mm を超え 20mm 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>20mm を超え 30mm 以下^{a)}</td><td>3</td></tr></table> 注^{a)} 30mm を超える欠陥は、6 点を超える欠陥として評価する。	欠陥の長さ又は長さ	点数	10mm 以下	1	10mm を超え 20mm 以下	2	20mm を超え 30mm 以下 ^{a)}	3	表4-欠陥の長さ又は長さに応じた点数 <table><tr><th>欠陥の長さ又は長さ</th><th>点数</th></tr><tr><td>10mm 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>10mm を超え 20mm 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>20mm を超え 30mm 以下^{a)}</td><td>3</td></tr></table> 注^{a)} 30mm を超える欠陥は、6 点 超える欠陥として評価する。	欠陥の長さ又は長さ	点数	10mm 以下	1	10mm を超え 20mm 以下	2	20mm を超え 30mm 以下 ^{a)}	3			
欠陥の長さ又は長さ	点数																						
10mm 以下	1																						
10mm を超え 20mm 以下	2																						
20mm を超え 30mm 以下 ^{a)}	3																						
欠陥の長さ又は長さ	点数																						
10mm 以下	1																						
10mm を超え 20mm 以下	2																						
20mm を超え 30mm 以下 ^{a)}	3																						

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留装置基礎問題)	適用
第5条 第1項 第18号	高圧ガス設備 (容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。) は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験 (試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。) に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格したものであって使用開始前のものについては、この限りでない。	高圧ガス設備の気密性試験 高圧ガス設備の気密試験に係る検査は4.4.2~4.4.4に掲げる気密試験とし、1年に1回当該高圧ガス設備から漏えい等の異常がないことを確認する。	4.4 高圧ガス設備の気密性試験 高圧ガス設備の気密試験に係る検査は4.4.2~4.4.4に掲げる気密試験とし、1年に1回当該高圧ガス設備から漏えい等の異常がないことを確認する。	4.3 高圧ガス設備の気密性試験 4.3.1 岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備の気密性試験 岩盤貯槽 (特定設備) の気密性試験に係る検査は、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて1年に1回漏えい等の異常がないことを4.3.1.1に掲げる方法により確認する。その他の地下設備については、4.3.1.2に掲げる方法により確認する。 4.3.1.1 岩盤貯槽 (特定設備) 漏えい等の異常のないことを本により確認する。 a) 貯槽内圧の状態 b) 金属管第一フランジへの発泡液の染布 c) 配管壁内面の表面の状況 (塗膜した気泡の有無) d) 貯槽液位に異常な低下がないこと 注 " 貯槽内圧が常用圧力以下で安定していること。 4.3.1.2 その他の地下設備 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。	項目番号の変更 下線を追加
4.4.2 気密試験		4.4.2 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。	4.4.2 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。	4.3.2 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備を除く) の気密性試験 高圧ガス設備の気密性試験に係る検査は4.3.2.1~4.3.2.3に掲げる気密試験とし、1年に1回当該高圧ガス設備から漏えい等の異常がないことを確認する。 4.3.2.1 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。	
4.3.1.2 岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備		4.3.1.2 岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。	4.3.2 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備を除く) の気密性試験 高圧ガス設備の気密性試験に係る検査は4.3.2.1~4.3.2.3に掲げる気密試験とし、1年に1回当該高圧ガス設備から漏えい等の異常がないことを確認する。 4.3.2.1 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。		
4.3.2.1 気密試験		4.3.2.1 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。	4.3.2.1 気密試験 漏えい等の異常がないことを確認する方法として、発泡液の染布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放気法漏れ試験 (必要に応じて組み合わせて) を採用して気密性を確認すること。 なお、放気法漏れ試験は、採用に当たっては試験体の温度変化及び圧力変化の影響を補正すること。		
4.3.2.2 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験		4.3.2.2 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。	4.3.2.2 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。		
4.3.2.3 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験		4.3.2.3 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。	4.3.2.3 高圧ガス設備 (岩盤貯槽 (特定設備) 及びその他の地下設備) の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。		
4.4 高圧ガス設備の気密性試験		4.4 高圧ガス設備の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。	4.4 高圧ガス設備の気密性試験 高圧ガス設備の開放 (分解点検・整備、清掃等のために行う開放を含む。) 時に、高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。原則として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で行う。気体を用いて気密試験を実施する。 注 " 検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施してもよい。 ただし、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合には、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施することができ (附録書 G 参照)。		

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス計量機器基準関係)	適用
5 計量・電気設備 5.1 計量設備 5.1.1 温度計	第5条 第1項 第20号	高圧ガス設備 (第二十五号の特種圧力設備及び特定液化石油ガスの高圧ガス設備を除く。) には、経済産業大臣が定めるところにより、温度計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること。	5 計量・電気設備 5.1 計量設備 5.1.1 温度計 高圧ガス設備の温度計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、5.1.1.1及び5.1.1.2に示すことなく検査を行うことができる施設 (以下「運転状態検査施設」という。) の運転状態で行う検査において、温度計の検出部の取外しが困難な場合及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な検出部のものにおいて当該設備を開放しない場合は、精度検査に代え5.1.1.3に示す代替比較検査とすることができる。 a) 認定保安検査実施者の運転を停止することなく検査ができる製造施設 b) 高圧ガスの製造の目的から運転を停止することができない製造施設であつて、取り扱うガスに腐食性がなく、かつ、不純物や水分の混入等による腐食や劣化損傷が生じないよう管理されているもの。 注) 設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造のものとは、空気酸化分層装置等のコールドボックス内に検出部が設置された温度計をいう。 5.1.1.1 目視検査 温度計に破損、変形及びその他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。 5.1.1.2 精度検査 温度計精度確認器具 ^ア を用いて精度を測定し、温度計の誤差があらかじめ定められた許容差以内であることを2年に1回確認する。なお、許容差は次のいずれかを満足すること。 a) 該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等若しくはより精度の高いもの b) 当該温度計の目盛 (一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する温度計 ^イ の場合 ^ロ においては通常用いられる測定範囲の最大値と最小値の差の千分の五) 注 ^ア 温度計精度確認器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器とすること。 注 ^イ 一定間隔を隔って断続的に指示又は記録する装置を有する温度計とは、検出部、交換器部、DCS、記録計等の指示又は記録を行う装置により構成された温度計調整装置の検出部のこと。いう。 5.1.1.3 代替比較検査 次の全ての要件を満足する場合 ^ニ においては、当該温度計と指示変化が同一な範囲に設置された温度計 (以下「比較温度計」 ^ホ という。) との指示差を半年に1回以上確認すること。で、精度検査に代えることができる。 a) 当該温度計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 b) 当該温度計と比較温度計との間で実容に差れが生じないこと (運転温度等の変化に対して両者の指示の変化に保安上又は運転操作上有害なタイムラグがないことをいう。) c) 比較温度計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該温度計と比較温度計との指示差 (一定差で推移している場合は指示差の許れ幅) が5.1.1.2で示す許容差以内であること。ただし、当該温度計と比較温度計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。 注 ^ホ 比較温度計とは当該温度計と温度計が同一な範囲に設置された温度計で、適正な周囲 (時間) のもと校正がなされている温度計をいう。なお、ダブルエレメントの温度計を設置している場合、片方の温度計は比較温度計及び故障時の予備計器として使用できる。		該当しない

項目	コンビ 即案項	コンビ間の規定	KKK 保安検査基準 K I I K S 0 8 5 0 - 3 (2 0 1 1)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤掘削基地関係)	適用
5.1.2 圧力計	第5条 第1項 第21号	高圧ガス設備 (第二十五号の特種は必設備を除く。) には、 経路変更大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧 力を許容圧力以下に減らすことができる安全装置を設けるこ と。	5.1.2 圧力計 高圧ガス設備の圧力計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、5.1.2.1及び 5.1.2.2による。ただし、運転状態検査施設で運行検査において圧力 計の検出部の取外しが困難な場合は、精度検査に代え、5.1.2.3に示す代替比較検 査とすることができる。	5.1.1 圧力計 高圧ガス設備の圧力計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、5.1.1.1及び 5.1.1.2による。	項目部分の 変更
5.1.2.1 目視検査			5.1.2.1 目視検査 圧力計に破損、変形及びその他の異常がないことを、2年に1回目視により確認 する。	5.1.1.1 目視検査 圧力計に破損、変形及びその他の異常がないことを、2年に1回目視により確認す る。	
5.1.2.2 精度検査			5.1.2.2 精度検査 圧力計精度確認器具 ^{a)} を用いて精度を測定し、圧力計の誤差があらかじめ定め られた許容差以内であることを2年に1回確認する。 注 ^{b)} 圧力計精度確認器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた 計測器とすること。	5.1.1.2 精度検査 圧力計精度確認器具 ^{a)} を用いて精度を測定し、圧力計の誤差があらかじめ定め られた許容差以内であることを2年に1回確認する。 注 ^{b)} 圧力計精度確認器具は、計量法等に基づきトレーサビリティの取れた 計測器とすること。	
5.1.1.1 目視検査			許容差は次のいずれかを満足すること。 a) 該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等若しくはより精度の高い もの b) 当該圧力計の2分の1目量 (一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする 装置を有する圧力計 ^{a)} の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千 分の五) 注 ^{c)} 一定間隔を持って断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計と は、検出部、変換器部、DCS、記録計等の指示又は記録を行う装置により構 成された圧力計精度確認器具のこと。	許容差は次のいずれかを満足すること。 a) 該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等若しくはより精度の高いもの b) 当該圧力計の1/2目量 (一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を 有する圧力計 ^{a)} の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の5/1000) 注 ^{c)} 一定間隔を持って断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計とは、 検出部、変換器部、DCS、記録計等の指示又は記録を行う装置により構成さ れた圧力計精度確認器具のこと。	
5.1.1.2 精度検査			5.1.2.3 代替比較検査 次の全ての要件を満足する場合にあっては、当該圧力計と指示変化が同一な範囲 に設置された圧力計 (以下「比較圧力計」という。) ^{a)} との指示差を半年に1回 以上確認すること。精度検査に代えることができる。 a) 当該圧力計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 b) 当該圧力計と比較圧力計との間で必要に遅れが生じないこと (運転圧力等の 変化に基いて両者の指示の変化に保安上、あるいは運転操作上有害なタイムラ グがないこと)。) c) 比較圧力計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該圧 力計と比較圧力計との指示差 (一定差で推移している場合は指示差の振れ幅) が5.1.2.2で示す許容差以内であること。ただし、当該圧力計と比較圧力計の 種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。 注 ^{b)} 比較圧力計とは当該圧力計と圧力変化が同一な範囲に設置された圧力計 で、適正な周回 (時間) のもと校正がなされている圧力計をいう。		

項目	コンビ回条項	コンビ回の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤設備基地関係)	適用
5.1.3 液面計等 5.1.3.1 液面計 5.1.3.2 液面計の破損防止措置 5.1.3.3 止め弁 5.1.3.4 目視検査 5.1.3.5 止め弁の作動検査	第5条 第1項 第33号	液化ガス以外の貯槽には、液面計（酸素又は不活性ガスの超低濃度計に限る。）を設けること、この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス及び毒性ガスのものに限り。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。	5.1.3 液面計等 5.1.3.1 液面計 液化ガス貯槽に設けられた液面計に係る検査は目視検査とし、5.1.3.4 による。 5.1.3.2 液面計の破損防止措置 液面計にガラス液面計を使用している場合における当該液面計の破損を防止するための措置に係る検査は目視とし、5.1.3.4 による。 5.1.3.3 止め弁 液面計にガラス液面計を使用している場合において、貯槽と当該液面計とを接続する配管に設けた止め弁に係る検査は、目視検査及び作動検査とし、5.1.3.4 及び5.1.3.5 による。 5.1.3.4 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注" 外観には、位置、方向等を含む。 5.1.3.5 止め弁の作動検査 貯槽と液面計とを接続する配管に設けた手動式及び自動式の止め弁が正常に作動することを確認する。ただし、当該貯槽に貯蔵されており、液面計が取り付けられた状態で自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適当な場合は、手動式の止め弁が毎実に作動することを確認する（この場合、貯槽同放検査時等に液面計を取り外して、自動式止め弁の適切な動作を実施し、作動検査を行う。） 注" 自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適当な場合は、貯液が可燃性ガス、あるいは毒性ガス等の場合であって、作動検査を実施することで保安上の問題を生じる可能性がある場合をいう。	5.1.2 液面計 液化石油ガス岩盤貯槽に設けられた液面計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、次による。 5.1.2.1 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注" 外観には、位置、方向等を含む。地上部で目視可能な部分に限定して実施する。 5.1.2.2 精度検査 超音波式液面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。	項目番号の変更 下部の変更
5.1.3 界面計 5.1.3.1 目視検査 5.1.3.2 精度検査	第5条 第1項 第64の2 イ	液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 水と液化石油ガスの境界面を測定する計器（以下「界面計」という。）の設置	5.1.3 界面計 液化石油ガス岩盤貯槽に設けられた界面計に係る検査は目視検査及び精度検査とし、次による。 5.1.3.1 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注" 外観には、位置、方向等を含む。地上部で目視可能な部分に限定して実施する。 5.1.3.2 精度検査 複数の界面計の指示値の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。 超音波式界面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。	項目追加	
5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の防爆構造	第5条 第1項 第48号	可燃性ガス（アンモニア及びプロピルメチルを除く。）の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防護性能を有する構造のものであること。ただし、ジメチルエーテルに燃焼試験施設に燃焼電気設備であつて、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものとして認められた措置を講じているものについては、この限りでない。	5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の防爆構造 可燃性ガスの高圧ガス設備に設けられた電気設備の防爆構造に係る検査は目視検査とし、外観"に破損、腐食、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 注" 外観には、取付位置、構造等を含む。 注" ボルト緩み、腐食、異物衝突等による電気設備本体、端子箱の合わせ面等の破損、変形等をいう。	同じ	

項目	コンピ 準条項	コンピ準の規定	KRIE 保安検査基準 KRIE S 0 8 5 0 - 3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス引取設備等基地関係)	適用
5.2.2 保安 電力等 5.2.2.1 目視検査 5.2.2.2 作動検査	第5条 第1項 第50号	反応、分離、積算、蒸留等を行う製造設備を自動的に制御する装置及び製造施設の保安の確保に必要な設備であつて軽微な異常が定まるものを設置する製造施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。	5.2.2 保安電力等 保安電力等に係る検査は目視及び作動検査とし、次による。 a) 設備の状態 状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異常の有無等を確認する。 2) 停止待機中のエンジン駆動発電機等 表示灯、燃料や潤滑油のレベル、スイッチ類の状態等について確認する。 b) 周囲の状態 保安電力等が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。 5.2.2.2 作動検査 停電等により設備の機能が失われることのないよう、直ちに保安電力等に切り替わることを、1年に1回確認の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が供給されていることを電圧確認で行う。ただし、運転状態確認検査施設の状態確認で行う検査においては、代替検査"とすることができ る。 注 " 保安電力が供給されていることをメーター、計測器又は、表示灯で確認する。無停電電源装置 (UPS) を含む無停電装置にあっては、無停電装置の電圧が維持されていることを確認する。エンジン駆動発電機にあっては、エンジンが起動し、定格電圧が得られることを確認する。	5.2.2 保安電力等 保安電力等に係る検査は目視検査及び作動検査とし、5.2.2.1及び5.2.2.2による。ただし、引取設備 (特定設備) の本封筒を維持するための用途に係る設備のうち、底水排水ポンプの保安電力等を余裕空間で対応する場合は適宜とし、5.2.2.3による。 5.2.2.1 目視検査 保安電力等について、次に掲げる事項を1年に1回目視により確認する。 a) 設備の状態 状態表示灯、電圧・周波数、スイッチ類の位置、各部の温度や異常の有無等を確認する。 2) 停止待機中のエンジン駆動発電機等 表示灯、燃料や潤滑油のレベル、スイッチ類の状態等について確認する。 b) 周囲の状態 保安電力等が作動した時に運転に支障となる物がないことを確認する。 5.2.2.2 作動検査 停電等により設備の機能が失われることのないよう、直ちに保安電力等に切り替わることを、1年に1回確認の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が供給されていることを電圧確認で行う。 5.2.2.3 測定 底水排水ポンプの保安電力等を余裕空間で対応する場合は、貯槽の気相部の容積を測定し、規定の容積以上あることを1年に1回確認する。	下部を追加
5.2.3 静電 気除去措 置 5.2.3.1 目視検査 5.2.3.2 接地抵抗 値測定	第5条 第1項 第47号	可燃性ガスの製造設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	5.2.3 静電気除去措置 可燃性ガスの製造設備に設けられた静電気除去措置に係る検査は目視検査及び接地抵抗値測定とし、次による。 5.2.3.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 注 " 静電気除去措置としての接地極、配管や塔槽類の接地ピース、避雷針、ボンディング用接続線等及びそこに接続する接地線等について、取付忘れ、接続の状態並びに絶付部での割れや破損がないことを確認する。 5.2.3.2 接地抵抗値測定 接地抵抗値について、1年に1回接地抵抗測定器具を用いた測定により確認する。	5.2.3 静電気除去措置 可燃性ガスの製造設備に設けられた静電気除去措置に係る検査は目視検査及び接地抵抗値測定とし、次による。 5.2.3.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 注 " 静電気除去措置としての接地極、配管や塔槽類の接地ピース、避雷針、ボンディング用接続線等及びそこに接続する接地線等について、取付忘れ、接続の状態並びに絶付部での割れや破損がないことを確認する。 5.2.3.2 接地抵抗値測定 接地抵抗値について、1年に1回接地抵抗測定器具を用いた測定により確認する。	同じ

項目	コンビ卸条項	コンビ卸の規定	既設保安検査基準 K11K S 0 8 5 0 - 3 (2 0 1 1)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	適用
6 保安・防災設備	第5条 第1項 第21号	高圧ガス設備 (第二十五号の特種反応設備を除く。) には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること。	6 保安・防災設備 6.1 常用の温度の範囲に保つ措置 高圧ガス設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置は目視検査及び作動検査とし、次に由る。 6.1.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 " 外観には、位置、方向等を含む。 6.1.2 作動検査 常用の温度の範囲に保つ措置の機能に異常のないことを作動検査により1年に1回確認する。ただし、運転状態確認の運転状態で行う検査においては、運転状態での腐蝕機能が正常に行われていることにより確認する。 注 " 運転中において、設定された目標値に対し操作出力により操作機能を動作させ、目標値に計測値を一致させるよう自動にて制御する機能	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	該当しない
6.2 安全装置	第5条 第1項 第21号	高圧ガス設備 (第二十五号の特種反応設備を除く。) には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に保つことができる安全装置を設けること。	6.2 安全装置 高圧ガス設備の安全装置に係る検査は目視検査及びパネ式安全弁等作動検査を行うことが可能な装置について行う作動検査とし、次に由る。 6.2.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 6.2.2 作動検査 パネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査器具若しくは設備を用いた作動検査を1年 (表5に掲げるパネ式安全弁については、その種類に応じた期間) に1回行う。 表5-パネ式安全弁の目視検査及び作動検査期間	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	項目番号変更
6.3 安全弁等の放出管	第5条 第1項 第21号	前号の規定により設けた安全装置 (不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。) のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。	6.3 安全弁等の放出管 高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管に係る検査は目視検査及び測定とし、次に由る。ただし、測定については、前保安検査法以降放出管に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって測定に代えることができる。 6.3.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 注 " 開口部位置付近の状況確認を含む。 6.3.2 測定 放出管の開口部の位置を、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた実測により確認する。ただし、規定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	項目番号変更

項目	コンピ 則条項	コンピ則の規定	別冊 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設等) (別冊)	適用
6.4 内部反 応監視装 置 6.4.1 目 視検査 6.4.2 作 動検査	第5条 第1項 第25号	高圧ガス設備のうち、反応器又はこれに類する設備であつて、 著しい発熱反応又は断続的に発生する二次反応により爆発 等の災害が発生する可能性が大きいものとして、経済産業大 臣が定めるもの (以下「特殊反応設備」という。) には、 該特殊反応設備の温度、圧力、及び速度等が正常な反応条件を逸脱し、又は逸脱するおそれ があるときに自動的に警報を発することができ、当該内部反応 監視装置を設けること。この場合において、当該内部反応監 視装置のうち異常な温度又は圧力の上昇その他の異常な事 象の発生を最も早期に検知することができるものは、計測結 果を自動的に記録することができるものであること。	6.4 内部反応監視装置 特殊反応設備等に関する内部反応監視装置に係る検査は目視検査及び作動検査 とし、次に従ふ。 6.4.1 目視検査 外観に損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 6.4.2 作動検査 警報機能及び異常警報機能を最も早期に検知することができる内部反応監視装置の 自動記録装置について、1年に1回作動させて確認する。	—	該当しない
6.5 危険状 態防止装 置 6.5.1 目 視検査 6.5.2 作 動検査	第5条 第1項 第26号	特殊反応設備には、製造をする高圧ガスの種類、温度及び圧 力並びに当該特殊反応設備の温度に応じ、当該特殊反応設備 が危険な状態となることを安全に、かつ、有効に防止するた めの措置を講ずること。	6.5 危険状態防止装置 特殊反応設備が危険な状態となったことを安全に、かつ、有効に防止するための 措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次に従ふ。 6.5.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認 する。 6.5.2 作動検査 危険状態防止装置の作動検査は、作動中に正常に作動することを1年に1回に 1回確認する。ただし、運転状態監視装置の運転状態で行う検査においては、部 分作動検査又は試験動作が正常に行われていることにより確認する。 注1 部分作動検査とは、該当する遮断弁等において弁軸の周着発生のないこ とを確認する目的として部分ストロークの作動にて確認することをいう。 注2 試験動作とは、運転中において、設定された目標値に対し操作用力によ り操作用を動作させ、目標値に計測値を一致させるよう自動にて制御する ことをいう。	—	該当しない
6.6 緊急遮 断装置 (特 殊反応設 備等) 6.6.1 目 視検査 6.6.2 作 動検査 6.6.3 弁 座漏れ検 査	第5条 第1項 第27号	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガス設備 (貯槽を除 く。) のうち特殊反応設備又はその他の高圧ガス設備であつ て当該高圧ガス設備に係る事故の発生が直ちに他の製造設 備に波及するおそれのあるものについては、特殊反応設備又 は高圧ガス設備ごとに、その他のものにあつては当該高圧ガ ス設備が属する製造の主要な工程に係る二以上の高圧ガ ス設備のうち必要なものに緊急時に安全に、かつ、速やかに 遮断するための措置 (計測室において操作することができ る措置又は自動的に遮断する措置に限る。) を講ずること。	6.6 緊急遮断装置 (特殊反応設備等) 特殊反応設備等に関する安全に、かつ、速やかに遮断するための措置に係る検査 は目視検査、作動検査及び弁座の漏れ検査とし、次に従ふ。 6.6.1 目視検査 緊急遮断に係る設備が、緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視 により確認する。 注1 設備の腐食、損傷、変形、汚れ、シグナルランプ等の表示を確認する。 6.6.2 作動検査 計測室からの遠隔操作又は自動操作で、作動中に正常に作動することを1 年に1回確認する。ただし、運転状態監視装置の運転状態で行う検査において は、部分作動検査にて代替することができ、また、遮断弁が設置の自動装置 弁として使用されている場合、運転状態で遠隔動作が正常に行われていること により確認する。 注2 該当する遮断弁等において弁軸の周着発生のないことを確認する目的 的として部分ストロークの作動にて確認することをいう。 6.6.3 弁座漏れ検査 弁座漏れ検査は、保安上支障のない限り以下であることを1年に1回確認す る。ただし、6.6.2による運転状態監視装置の運転状態で作動検査を行う緊急遮 断弁の弁座漏れ検査は、運転を停止して行う保安検査時に実施する。	—	該当しない

項目	コンビ 制委員	コンビ則の規定	KHK 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設等) (関係)	適用
6.7 緊急移送設備 6.7.1 目視検査 6.7.2 目視検査 6.7.2 目視検査	第5条 第1項 第28号	可燃性ガス又は石油ガスの貯留設備のうち、特殊な設備、燃焼熱の発生が五十、二ギガジュールを超える高圧ガス貯留設備（貯留設備を除く。）及び前号の規定により緊急時の遮断措置を講じた製造の主要な工程に属する高圧ガス貯留設備のうちいずれかのものは、当該設備に属する高圧ガス貯留設備の性質、構造、圧力等により、異常な事態が発生した場合に当該設備内の内容物を当該設備外に緊急かつ安全に移送し、及び処理することができる措置を講ずること。ただし、緊急移送を行うことが保安上好ましくないものについては、この限りでない。	6.7 緊急移送設備 特殊な設備等に属した内容物を安全に、かつ、速やかに移送するための措置に係る検査は目視検査及び目視検査とし、次にによる。 6.7.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.7.2 目視検査 緊急移送設備の処理能力及び処理方法について、1年に1回目視により確認する。	—	該当しない
6.8 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却装置 6.8.1 目視検査 6.8.2 目視検査 6.8.2 目視検査	第5条 第1項 第31号、32号	31 可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。以下この目において同じ。）若しくは石油ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外に貯留設備であつて可燃性ガスの貯槽の周辺若しくは可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びこれらの支柱には、温度の上昇を防止するための措置を講ずること。 32 貯槽面上に設置する特定液化石油ガスの貯槽及びその支柱には、十分な耐火性を有するための措置又は当該貯槽及びその支柱を有効に冷却するための措置を講ずること。	6.8 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却装置 貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却装置に係る検査は目視検査及び目視検査とし、次にによる。 6.8.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 6.8.2 目視検査 温度の上昇を防止するための措置で非動作することにより当該機能を満足させる装置については、その機能を1年に1回目視検査により確認する。ただし、非動作することにより当該設備へ悪影響を及ぼす可能性がある場合（水漏れとして漏水を使用している場合等）は、当該措置について、次のa)～d)全てを確認することにより安全等安全な状態を用いた通気テストによることができる。 a) 事業所内の使用供給量の確認により、所定量が当該装置に確保されていること。 b) 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、当該装置の直近弁・次側に適正な圧力が確保されていること。 c) 試験媒体本管内の媒体の過剰量のブローを行い、漏れ等の詰まりがないこと。 d) 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。	—	該当しない
6.9 自圧防止措置 6.9.1 目視検査 6.9.2 目視検査	第5条 第1項 第34号	可燃性ガス低圧貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。	6.9 自圧防止措置 可燃性ガス低圧貯槽の自圧防止措置に係る検査は目視検査及び目視検査とし、次にによる。 6.9.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.9.2 目視検査 自圧防止措置の機能に異常のないことを1年に1回目視検査により確認する。ただし、真空安全弁のうち直立式のものにあつては、弁体の質量確認及び閉鎖部、シート面等の各部に異常がないことの確認によること。 また、運転状態検査施設に於ける圧力管理装置及び圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍冷蔵設備又は送液設備の運転状態について、監視信号により検査する。 注 " 監視信号には、圧力等を検出する方法の他に、電気信号、空気信号等による監視信号を含む。また、出力信号の確認は、操作盤へ出力する信号を確認する方法の他に、シーケンス回路の一部となる警報回路の動作により確認。操作盤へ出力する信号のランプ及び等による確認を含む。	—	該当しない

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	基準 保安検査基準 KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設関係)	適用
6.10 液化 ガスの流 出防止措 置 6.10.1 目 視検査 6.10.2 測 定	第5条 第1項 第35号	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（可燃性ガスの液化ガスの貯槽（液化石油ガス貯留貯槽を除く。））にあつては貯留能力が五百トン以上、毒性ガスの液化ガスの貯槽にあつては貯留能力が五十トン以上、酸素の液化ガスの貯槽にあつては貯留能力が千トン以上のものに限る。）の周囲には、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。	6.10 液化ガスの流出防止措置 貯槽の周囲に漏じた流出を防止するための措置に係る検査は目視検査及び測定とし、次に示す。ただし、測定については、前回保安検査以降当該流出防止措置に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって測定に代えることができる。 6.10.1 目視検査 外観に亀裂、くすれ、損傷及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.10.2 測定 流出防止措置の主要な寸法を1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた実測により確認する。	—	該当しない
6.11 不活 性ガス置 換構造 6.11.1 目 視検査 6.11.2 図 面確認	第5条 第1項 第40号	アルシン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノケルマン又はモノシラン（以下「アルシン等」という。）の製造設備（当該ガスの通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガスにより置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより有害の発生をおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。	6.11 不活性ガス置換構造 アルシン等の製造設備の製造内部を不活性ガスにより置換する構造又は内部を真空にする構造及び当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管と別系統であること 図面確認とし、次に示す。ただし、図面確認については、前回保安検査以降変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって図面確認に代えることができる。 6.11.1 目視検査 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガスにより置換する装置又は内部を真空にする構造の外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。また、当該不活性ガスを供給する配管が他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管と別系統であること及び当該配管の外観に腐食、損傷、変形、その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 6.11.2 図面確認 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガスにより置換する構造又は内部を真空にする構造であることを1年に1回図面により確認する。	—	該当しない
6.12 毒性 ガス配管 等の接合	第5条 第1項 第41号	毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。	6.12 毒性ガス配管等の接合 毒性ガスのガス設備に係る配管等の接合状態に係る検査は、1年に1回記録確認又は図面確認により行う。ただし、前回保安検査以降接合状態に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって記録確認又は図面確認に代えることができる。	—	該当しない

項目	コンビ 制事項	コンビ側の規定	KIR 保安検査基準 KIRK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス岩盤掘削基地関係)	適用
6.13.1 可燃性ガス配管の二重管等	第5条 第1項 第42号	アルシン等、窒素ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアニ化水素、ホスゲン又は酸化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺の状況（当該配管が設置されている事業所に当該配管の周辺の第一種保安物及び第二種保安物の設置状況を含む。）に応じて必要箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講ずること。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合には、この限りでない。	6.13 可燃性ガス配管の二重管等 可燃性ガスのガス設備に係る配管の二重管の措置に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。 6.13.1 目視検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査及び作動検査とし、6.13.1及び6.13.2による。 6.13.2 作動検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。 6.13.1 目視検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。 6.13.2 作動検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。 6.13.1 目視検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。 6.13.2 作動検査 当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況に係る検査は目視検査とし、6.13.1による。	—	該当しない
6.14 貯槽の配管に設けたバルブ	第5条 第1項 第43号	可燃性ガス、可燃性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けられた配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む、以下次項において同じ。）には、当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖しておくこと。）を設けるほか、一以上のバルブ（次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。）を設けること。	6.14 貯槽の配管に設けたバルブ 貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は目視検査及び作動検査とし、次にによる。 6.14.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.14.2 作動検査 バルブの作動について、1年に1回良好に作動することを確認する。 注" 良好に作動とは、弁輪等の固着がないことを確認するための検査であり、必ずしも弁を全周作動させることを要しない。	6.3 貯槽の配管に設けたバルブ 貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は目視検査及び作動検査とし、次にによる。 6.3.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.3.2 作動検査 バルブの作動について、1年に1回良好に作動することを確認する。 注" 良好に作動とは、弁輪等の固着がないことを確認するための検査であり、必ずしも弁を全周作動させることを要しない。	項目番号の変更

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	KITE 保安検査基準 KITE S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設基地関係)	適用 項目番号の 変更
6.15 緊急遮断装置 (貯槽配管) 6.15.1 目視検査 6.15.2 作動検査 6.15.3 弁座漏れ検査	第5条 第1項 第44号	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽 (内容積が五千リットル未満のものを除く。) に取り付けた配管には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。	6.15 緊急遮断装置 (貯槽配管) 貯槽の配管に漏じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置に係る検査は目視検査、作動検査及び弁座の漏れ検査とし、次にによる。 6.15.1 目視検査 緊急遮断に係る設備が、緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 注" 設備の腐食、損傷、変形、汚れ、シグナルランプ等の表示を確認する。 6.15.2 作動検査 作動検査は、作動域全域について遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、運転状態検査施設の運転状態で行う検査及び同施設検査の期間 (時間) が3年を超える貯槽又は同施設検査を実施する必要がない貯槽の弁座漏れ検査を行わない年の検査においては、部分作動検査 (弁を全域動作させるものでなく、弁軸等の固着がないことを確認する検査) にて代替することができる。 6.15.3 弁座漏れ検査 弁座漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを、貯槽開放時に確認する。ただし、同施設検査の期間 (時間) が3年を超える貯槽又は同施設検査を実施する必要がある貯槽においては、5年以内の間に弁座漏れ検査を実施する。	6.4 緊急遮断装置 (貯槽配管) 貯槽の配管に漏じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置に係る検査は目視検査、作動検査及び弁座の漏れ検査とし、次にによる。 6.4.1 目視検査 緊急遮断に係る設備が、緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 注" 設備の腐食、損傷、変形、汚れ、シグナルランプ等の表示を確認する。 6.4.2 作動検査 作動検査は、作動域全域について遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、弁座漏れ検査を行わない年の検査においては、部分作動検査 (弁を全域動作させるものでなく、弁軸等の固着がないことを確認する検査) にて代替することができる。 6.4.3 弁座漏れ検査 弁座漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを、5年以内の間に実施する。	
6.16 貯槽のための措置 6.16.1 目視検査 6.16.2 作動検査	第5条 第1項 第46号、65号	46 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除去するための措置を講ずること。 65 容器貯留場並びに充てん容器及びガス容器 (以下「充てん容器等」という。) は、次の基準に適合すること。 リ アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の容器貯留場には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除去するための措置を講ずること。	6.16 貯槽等の、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備に漏じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除去するための措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次にによる。 6.16.1 目視検査 アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備に漏じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除去するための措置について、除去措置の状況 (除去設備の設置状況、除去剤・保護具の保有状況等) について、1年に1回使用できる状態であることを目視により確認する。 6.16.2 作動検査 当該除去措置の機能を各種除去措置に応じた適切な方法 ¹⁾ で、1年に1回作動検査により確認する。 注" 除去措置に応じた適切な方法とは、措置の状況に応じて当該措置が作動した時に、保安上支障のない方法による。なお、当該措置が作動することによって設備に影響を与え等、保安上支障のある場合は、検閲番号方式等の検査としてもよい。	— 該当しない	

項目	コンビ 則事項	コンビ則の規定	KHK S 0850-3 (2011) KHK 保安検査基準	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設用地関係)	適用 項目番号の 変更
6.17 イン ターロッ ク機構 6.17.1 目 視検査 6.17.2 作 動検査 6.5.1 イン ターロッ ク機構 6.5.1 目 視検査 6.5.2 作 動検査	第5条 第1項 第49号	可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る高圧ガスの種類、温度及び圧力並びに製造設備の図様に従い、保安上重要な箇所、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止し、又はこれらの製造設備が正常な製造の行われる条件を逸脱したとき自動的に当該製造設備に対する原材料の供給を遮断する等当該製造設備内の製造を制御するインターロック機構を設けること。	6.17 インターロック機構 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備の計装回路のインターロック機構に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 6.17.1 目視検査 外観に破損その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.17.2 作動検査 計装回路のインターロック機構が正常に機能することを1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転状態検査施設で運転検査を行う検査においては、検視信号により検査する。また、操作室への出力が正常に出力されていることを確認する。 注 " 停止中のインターロック機構の作動検査は、インターロックに組み込まれている遮断弁の作動検査を含む。また、運転中のインターロック機構の作動検査とは、検視信号によりインターロック機構を動作させ操作室への出力が正常に出力されているかを確認する検査であり、インターロックに組み込まれている遮断弁及び併用されている副面弁の両方検査は含まない。	6.5 インターロック機構 可燃性ガスの製造設備又はこれらの製造設備の計装回路のインターロック機構に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 6.5.1 目視検査 外観に破損その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.5.2 作動検査 計装回路のインターロック機構が正常に機能することを1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転状態検査施設で運転検査を行う検査においては、検視信号により検査する。また、操作室への出力が正常に出力されていることを確認する。 注 " 停止中のインターロック機構の作動検査は、インターロックに組み込まれている遮断弁の作動検査を含む。また、運転中のインターロック機構の作動検査とは、検視信号によりインターロック機構を動作させ操作室への出力が正常に出力されているかを確認する検査であり、インターロックに組み込まれている遮断弁及び併用されている副面弁の両方検査は含まない。	項目番号の 変更
6.18 ガス 漏えい検 知警報設 備 6.18.1 目 視検査 6.18.2 作 動検査 6.6 ガス漏 えい検知 警報設備 6.6.1 目 視検査 6.6.2 作 動検査	第5条 第1項 第53号	可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。	6.18 ガス漏えい検知警報設備 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設におけるガス漏えい検知警報設備に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 6.18.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.18.2 作動検査 検知警報設備について、1年に1回その検知及び警報に係る作動検査を次のとおり行い、正常に作動することを確認する。 a) 試験用標準ガスにより実施する。 b) 検知警報設備の発信に至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍の速度において、通常30秒以内であること。なお、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガスについては60秒以内であること。 c) 取扱説明書又は仕様書に記載された点検事項(表示灯・指示計の指針・検知部の状態、サンプリング系の状態等)を確認する。	6.6 ガス漏えい検知警報設備 可燃性ガスの製造施設におけるガス漏えい検知警報設備に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 6.6.1 目視検査 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.6.2 作動検査 検知警報設備について、1年に1回その検知及び警報に係る作動検査を次のとおり行い、正常に作動することを確認する。 a) 試験用標準ガスにより実施する。 b) 検知警報設備の発信に至るまでの遅れは、警報設定値の1.6倍の速度において、通常30秒以内であること。なお、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガスについては60秒以内であること。 c) 取扱説明書又は仕様書に記載された点検事項(表示灯・指示計の指針・検知部の状態、サンプリング系の状態等)を確認する。	項目番号の 変更

項目	コンビ則条項	コンビ則の規定	KHS 保安検査基準 KHS 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設基準図例)	項目番号の 変更 下線部の修正
6.19 防消火設備 6.19.1 目視検査 6.19.2 作動検査	第5条 第1項 第54号、55号、56号、57号	54 可燃性ガス、毒性ガス及び酸系の製造施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 55 可燃性ガス、毒性ガス及び酸系の貯蔵施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 56 可燃性ガス、毒性ガス及び酸系の製造・貯蔵施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 57 可燃性ガス、毒性ガス及び酸系の製造・貯蔵施設には、その規模に応じ、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。	6.19 防消火設備 防火設備に係る検査は目視検査及び作動検査とし、6.19.1 及び6.19.2 による。 6.19.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する。 6.19.2 作動検査 防火設備の機能について、1年に1回作動検査により確認する。ただし、作動させることにより被対象設備へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該装置について、次のa)～d)全てを確認することにより空気等安全な気体を用いた空気テストによることができる。 a) 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が当該装置に確保されていること。 b) 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、当該装置の直近弁・次側に適正な圧が確保されていること。 c) 試験媒体本管内の流体の適当量のフローを行い、詰等の詰まりがないこと。 d) 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。 注 作動させることにより被対象設備へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、水利として海水を使用している場合や冷却効果により被対象設備の保安に影響を及ぼす(漏えい等)可能性のある場合等をいう。	6.7 防消火設備 防火設備に係る検査は目視検査及び作動検査とし、6.7.1 及び6.7.2 による。 6.7.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する。 6.7.2 作動検査 防火設備の機能について、1年に1回作動検査により確認する。ただし、作動させることにより被対象設備へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該装置について、次のa)～d)全てを確認することにより空気等安全な気体を用いた空気テストによることができる。 a) 用役の保有状態若しくは供給を確保に受けられること。 b) 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、当該装置の直近弁・次側に適正な圧が確保されていること。 c) 試験媒体本管内の流体の適当量のフローを行い、詰等の詰まりがないこと。 d) 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。 注 作動させることにより被対象設備へ悪影響を及ぼす可能性がある場合は、水利として海水を使用している場合や冷却効果により被対象設備の保安に影響を及ぼす(漏えい等)可能性のある場合等をいう。	項目番号の 変更 下線部の修正
6.20 ベントスタック、フレアースタック 6.20.1 目視検査 6.20.2 周囲確認 6.20.3 配線確認	第5条 第1項 第55号、56号、57号	55 ベントスタックの高さ、位置及び周囲の状況に応じて適切なもの、性状及び周囲の状況に応じて適切なものであること。 56 フレアースタックの高さ、位置、燃焼能力及び構造は、当該ガスの種類、量、性状及び周囲の状況に応じて適切なものであること。 57 ベントスタックの高さ、位置、燃焼能力及び構造は、当該ガスの種類、量、性状及び周囲の状況に応じて適切なものであること。	6.20 ベントスタック、フレアースタック ベントスタック及びフレアースタックに係る検査は、目視検査、周囲確認及び配線確認とし、次に示す通り。ただし、周囲確認及び配線確認については、前回保安検査以降ベントスタック及びフレアースタックに変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって周囲確認及び配線確認に代えることができる。 6.20.1 目視検査 ベントスタックの着火防止措置、ドレン滞留防止措置等について、劣化、損傷及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転状態で行う検査においては、ドラムの液面管理等により確認する。 フレアースタックのバイロットバーナー、逆火防止措置等について、劣化、損傷及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転状態で行う検査においては、DCSによる温度監視、監視カメラ、水封式ドラムの液面管理等により確認する。 6.20.2 周囲確認 ベントスタックの高さ、放出口の位置及びフレアースタックの位置、高さについて、1年に1回目視により確認する。 6.20.3 配線確認 フレアースタックの燃焼能力及び材質等について、1年に1回記録により確認する。	6.8 ベントスタック、フレアースタック ベントスタック及びフレアースタックに係る検査は、目視検査、周囲確認及び配線確認とし、次に示す通り。ただし、周囲確認及び配線確認については、前回保安検査以降ベントスタック及びフレアースタックに変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって周囲確認及び配線確認に代えることができる。 6.8.1 目視検査 ベントスタックの着火防止措置、ドレン滞留防止措置等について、劣化、損傷及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転状態で行う検査においては、ドラムの液面管理等により確認する。 フレアースタックのバイロットバーナー、逆火防止措置等について、劣化、損傷、その他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、運転状態で行う検査においては、DCSによる温度監視、監視カメラ、水封式ドラムの液面管理等により確認する。 6.8.2 周囲確認 ベントスタックの高さ、放出口の位置及びフレアースタックの位置、高さについて、1年に1回目視により確認する。 6.8.3 配線確認 フレアースタックの燃焼能力及び材質等について、1年に1回記録により確認する。	項目番号の 変更

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	KKK 保安検査基準 K11K S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設等) (関係)	適用
6.21 アセチレン・容器の破損防止措置 6.21.1 目視検査 6.21.2 作動検査	第5条 第1項 第58号	圧縮アセチレンガスを容器に充てんする場所及び第六十五号に規定する当該ガスの充てん容器に係る容器置場に、火災等の原因により容器が破損することを防止するための措置を講ずること。	6.21 アセチレン・容器の破損防止措置 圧縮アセチレンガスの充てん場所及び当該ガスの充てん容器の容器置場に、火災等の原因により容器が破損することを防止するための措置に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次に従う。 6.21.1 目視検査 外観に腐食、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.21.2 作動検査 当該措置の機能を1年に1回作動検査により確認する。ただし、作動させることにより被対象設備へ影響を及ぼす可能性がある場合（水利として放水を使用している場合等）は、当該措置について、次のa)～d)全ての確認を実施することにより空気等安全な気体を用いた空気テストによることができる。 a) 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が当該装置に確保されていること。 b) 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、当該措置の直近弁一次開に適正な圧力が確保されていること。 c) 試験設備本管内の液体の過当量の過量のプロローを行い、結等の詰まりがないこと。 d) 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。	—	該当しない
6.22 圧縮機とアセチレン・圧縮機とを充てんする場所等間の隙 6.22.1 圧縮機とアセチレン・圧縮機とを充てんする場所等間の隙 6.22.2 圧縮機とアセチレン・圧縮機とを充てんする場所等間の隙	第5条 第1項 第59号、60号	59 圧縮機とアセチレンガスを容器に充てんする場所又は第六十五号に規定する当該ガスの充てん容器に係る容器置場との間及び当該ガスの充てん容器に係る容器置場と第六十五号に規定する当該ガスの充てん容器に係る容器置場との間には、それぞれ厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の隙を設けること。 60 圧縮機と圧力がトラスガスカル以上の圧縮機を容器に充てんする場所又は第六十五号に規定する当該ガスの充てん容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の隙を設けること。	6.22 圧縮機とアセチレン・圧縮機とを充てんする場所等間の隙 他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 a) 圧縮機とアセチレンガスを容器に充てんする場所又は当該ガスの充てん容器の容器置場との間に設置された隙 b) 圧縮機とアセチレンガスを容器に充てんする場所と当該ガスの充てん容器の容器置場との間に設置された隙 c) 圧縮機と10MPa以上の圧力を有する圧縮機とを充てんする場所又は当該ガスの充てん容器の容器置場との間に設置された隙	—	該当しない
6.23 保安用不活性ガス等 6.9 保安用不活性ガス等	第5条 第1項 第62号 イ、ロ	62 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の製造をする特定製造事業所は、次の基準に従い、保安用不活性ガス等を保有すること。 イ 製造をする高圧ガスの種類及び数量並びに製造施設の状態に応じ、全ての製造設備が危険な状態になつた場合に、おいて製造設備内のガスのパージ、シールその他の異常の発生を防止するための必要の措置を講ずるために必要と認められる圧力の容れ物、他の不活性ガス又はスチームを常時保有すること。ただし、これらの不活性ガス又はスチームを必要とする事象が発生したとき当該事象に適切に対処するために必要な数量及び圧力の不活性ガス又はスチームの供給を確保に受けるための措置を講じている場合にあつては、この限りでない。 ロ 第五十四号の規定により設けられた防消火設備の作動のために必要な数量の水を常時保有すること。	6.23 保安用不活性ガス等 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の製造をする特定製造事業所の保安用不活性ガス又はスチームの保有状況若しくは供給を毎実に受けるための措置に係る検査は目視検査とし、1年に1回措置の状況を確認する。	6.9 保安用不活性ガス等 可燃性ガスの製造をする特定製造事業所の保安用不活性ガス又はスチームの保有状況若しくは供給を毎実に受けるための措置に係る検査は目視検査とし、1年に1回措置の状況を確認する。	項目番号の変更

項目	コンビ 則条項	コンビ則の規定	KRR 保安検査基準 KRR S 0 8 5 0 - 3 (2 0 1 1)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設用地関係)	適用
6.24 通報 措置 6.24.1 目 視検査 6.24.2 作 動検査 6.10.40 渠 道 6.10.111 埋設検査 6.10.211 列検査	第5条 第1項 第63号	63 特定製造事業所には、事業所の規模及び製造施設の態様 に応じ、事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うため の措置を講ずること。	6.24 通報措置 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置に係る検査は目視検査及び作動 検査とし、次による。 6.24.1 目視検査 通報設備の外観について、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回 目視により確認する。 6.24.2 作動検査 通報設備について、設備が正常に機能することを1年に1回確認する。	6.10 通報措置 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置に係る検査は目視検査及び作動 検査とし、次による。 6.10.1 目視検査 通報設備の外観について、破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回 目視により確認する。 6.10.2 作動検査 通報設備について、設備が正常に機能することを1年に1回確認する。	同じ
6.11 金属 管の腐食 防止措置 6.11.1 目 視検査 6.11.2 非 破壊検査 6.11.3 電 位測定	第5条 第1項 64の2 ハ	64の2 液化石油ガス貯蔵設備にあつては、次に掲げる措置 を講ずること。 ハ 腐食のおそれのある金属管には、腐食を防止するため の措置	-	6.11 金属管の腐食防止措置 腐食防止措置として電気防食を採用した場合の検査は、目視検査、非破壊検査及 び電位測定とし、6.11.1、6.11.2及び6.11.3による。 6.11.1 目視検査 a) 腐食防止措置に係る設備の外観（取り付け位置を含む）に腐食、損傷、変形 及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 b) 金属管のふた境界面近傍における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常が ないことを1年に1回目視により確認する。 c) 貯蔵施設内金属管の本設部における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異 常がないことを10年以内1回目視により確認する。 注 ¹ 目視で検査可能な部分に限定して実施する。 注 ² 10年以内に1回の検査期間（時間）については附録第11による。 注 ³ 水中ピデオカメラ等により目視で検査可能な部分に限定して実施する。 6.11.2 非破壊検査 金属管の腐食による減肉及び欠陥を適切な非破壊検査方法で10年以内に1回 検査する。ただし、6.11.1、b)の目視検査で異常があったときも、その確認を行う。 6.11.3 電位測定 電位を1年に1回測定し、確認する。	項目追加

項目	コンビ 開条項	コンビ開の規定	KHK S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯蔵施設関係)	適用
6.12.2 金属管の腐えい診断措置 金鋼管の破損により液化石油ガスが漏えいしたとき、かつ、漏やかに遮断するための措置として、フェールセーフバルブに係る検査は目視検査、作動検査及び漏れ検査とし、6.12.1、6.12.2及び6.12.3による。	第5条 第1項 64の2	64の2 液化石油ガス貯蔵設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 ロ 金鋼管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、漏やかに遮断するための措置	-	6.12 金属管の腐えい診断措置 金鋼管の破損により液化石油ガスが漏えいしたときを1年に1回目視検査、目視検査、 <u>注</u> "外観には地上部の油圧発生設備等の取付位置、構造を含み、目視で検査可能な部分に限定して実施する。"	項目追加
6.12.3 漏れ検査 漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを5年以内に1回確認する。	第5条 第1項 64の2	64の2 液化石油ガス貯蔵設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 ホ 金鋼管の地上部分の破損を防止するための措置	-	6.12.1 目視検査 フェールセーフバルブの地上部設備の外観に異常がないことを1年に1回目視により確認する。 6.12.2 作動検査 作動検査は、作動健全域について連続動作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、漏れ検査を行わない年の検査においては、フェールセーフバルブの作動油圧の圧力を低下させた後に、金鋼管上部を開放し金鋼管上部の圧力が低下することを確認することにより作動検査の代替とすることができる。 6.12.3 漏れ検査 漏れ検査は、保安上支障のない漏れ量以下であることを5年以内に1回確認する。	項目追加
7. 水封機能	第9条 第10条	(省略)	-	7. 水封機能を維持するための措置 水封機能を維持するための措置に係る設備の検査は目視検査及び作動検査とし、7.1及び7.2による。水封機能の検査は、7.3による。 7.1 目視検査 水封機能を維持するための措置に係る設備の外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 7.2 作動検査 水封水を供給ポンプ及び底水排水ポンプの機能について、1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 7.3 水封機能の検査 水封機能が維持されていることを下記項目について1年に1回確認する。 a) 地下水位が常時地下水位以上であること。 b) 前水量が設計値水量以下であること。 c) 同軸水圧が管理値以上であること。	該当無し

項目	コンピ 順条項	コンピ順の規定	KKK 保安検査基準 K11K S 0850-3 (2011)	保安検査基準 (液化石油ガス貯留施設基地関係)	適用
8 その他 8.1 コン ピナー 製造者の 連絡用直 通電話 8.2 目視 検査 8.3 作動 検査	第11条 第2項	2 関連事業所に係るコンピナー製造者は、当該関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡を必要とする作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話 (保安上特に重要な作業場間にあつては、直通電話及び無線又は有線通信設備) を設置しなければならない。	8 その他 8.1 コンピナー製造者の連絡用直通電話 関連事業所の事務所間及び作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話等に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 8.2 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 8.3 作動検査 設備が正常に使用できることを1年に1回使用して確認する。	8 その他 8.1 コンピナー製造者の連絡用直通電話 関連事業所の事務所間及び作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話等に係る検査は目視検査及び作動検査とし、次による。 8.2 目視検査 外観に破損、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視により確認する。 8.3 作動検査 設備が正常に使用できることを1年に1回使用して確認する。	同じ

コンビ則条項と対応する検査項目

コンビ則条項	検査項目
第5条第1項	
第1号	1.1 境界線・警戒標
第2号	2.1 保安距離
第3号	2.1 保安距離
第4号	該当せず（毒ガス）
第5号	該当せず（可燃性ガス以外のガス）
第6号	2.1 保安距離
第7号	2.1 保安距離
第8号	2.1 保安距離
第9号	2.4.1 区分・面積
第10号	2.4.2 高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値
第11号	2.2 設備間距離
第12号	2.2 設備間距離
第13号	2.2 設備間距離
第14号	2.3 火気取扱施設までの距離
第15号	該当せず（高圧ガス設備を除く）
第16号	4.2 ガス設備に使用する材料
第17号	4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度
第18号	4.4 高圧ガス設備の気密性能
第19号	4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度
第20号	該当せず（特定液化石油ガスの高圧ガス設備を除く）
第21号	5.1.1 圧力計、6.1 安全装置
第22号	6.2 安全弁等の放出管
第23号	3.1 基礎
第24号	3.2 耐震設計構造
第25号	該当せず（特殊反応設備）
第26号	該当せず（特殊反応設備）
第27号	該当せず（特殊反応設備）
第28号	該当せず（50.2 ギガジュールを超える）
第29号	1.2 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置
第30号(削除)	—
第31号	該当せず（特定液化石油ガスを除く）
第32号	該当せず（地盤面上に設置する）
第33号	5.1.2 液面計
第34号	該当せず（可燃性ガス低温貯槽）
第35号	該当せず（液化石油ガス岩盤貯槽を除く）
第36号	該当せず（防液堤）
第37号	—
第38号	該当せず（埋設貯槽）

コンビ則条項	検査項目
第 39 号	<u>該当せず（埋設貯槽）</u>
第 40 号	<u>該当せず（アルシン、五フッ化ヒ素、…）</u>
第 41 号	<u>該当せず（毒性ガス）</u>
第 42 号	<u>該当せず（アルシン等、…）</u>
第 43 号	6.3 貯槽の配管に設けたバルブ
第 44 号	6.4 緊急遮断装置(貯槽配管)
第 45 号	1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置
第 46 号	<u>該当せず（除害のための措置）</u>
第 47 号	5.2.3 静電気除去措置
第 48 号	5.2.1 電気設備の防爆構造
第 49 号	6.5 インターロック機構
第 50 号	5.2.2 保安電力等
第 51 号	2.5 滞留しない構造
第 52 号	<u>該当せず（毒性ガス）</u>
第 53 号	6.6 ガス漏えい検知警報設備
第 54 号	6.7 防消火設備
第 55 号	6.8 ベントスタック、フレアスタック
第 56 号	6.8 ベントスタック、フレアスタック
第 57 号(削除)	－
第 58 号	<u>該当せず（圧縮アセチレンガス）</u>
第 59 号	<u>該当せず（圧縮アセチレンガス）</u>
第 60 号	<u>該当せず（10 メガパスカル以上の圧縮ガス）</u>
第 61 号	2.6 計器室
第 62 号	6.9 保安用不活性ガス等
第 63 号	6.10 通報措置
第 64 号	<u>該当せず（岩盤貯槽を除く）</u>
第 64 号の 2 イ	5.1.3 界面計
第 64 号の 2 ロ	7 水封機能を維持するための措置
第 64 号の 2 ハ	6.11 金属管の腐食防止措置
第 64 号の 2 ニ	6.12 金属管の漏えい遮断措置
第 64 号の 2 ホ	6.13 金属管地上部分の破損防止措置
第 65 号イ	1.1 境界線・警戒標
第 65 号ロ	－
第 65 号ハ	<u>該当せず（毒性ガス）</u>
第 65 号ニ	2.1 保安距離
第 65 号ホ	2.1 保安距離
第 65 号ヘ	<u>該当せず(直射日光を遮るための措置)</u>
第 65 号ト	2.5 滞留しない構造
第 65 号チ	<u>該当せず（ジシラン、…）</u>
第 65 号リ	<u>該当せず（除害のための措置）</u>
第 65 号ヌ	<u>該当せず（二階建容器置場の構造）</u>

コンビ則条項	検査項目
第 65 号ル	6.7 防消火設備
第 9 条	該当せず（コンビナート製造事業所間の導管以外の導管）
第 10 条	該当せず（コンビナート製造事業所間の導管）
第 11 条	
第 2 項	8.1 コンビナート製造者の連絡用直通電話